

これから求められる 学校安全



東京学芸大学教職大学院教授
第11期中央教育審議会委員

渡邊正樹

省庁等による学校安全に係る近年の主な取組

- 「学校事故対応に関する指針」策定（平成28年3月）
→学校事故発生後の調査、再発防止等に係る指針。
- ★「第2次学校安全の推進に関する計画」（平成29～令和3年度）策定
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）
→危険等発生時対処要領の作成に係るガイドライン
- 「登下校防犯プラン」（平成30年6月）
→新潟事件を受けた一斉点検、省庁横断の防犯対策
- 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」改訂（第3版）（平成31年3月）
→学習指導要領改訂（平成30年度～）を踏まえた改訂
- 教員養成課程における学校安全の必修化（令和元年度）
→「教育の基礎的理解に関する科目」に「学校安全への対応」を含めることとされた。
- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年6月）
→大津事故を受けた一斉点検、関係省庁横断の対策
- 登下校時の防犯対策の強化（令和元年度）
→川崎事件を受けた集合場所の一斉点検、見守り活動の強化、学校・警察の連携の強化

「学校安全の推進に関する計画」

- 平成20年の学校保健法の一部改正により、学校保健安全法が成立。
- 第3条(国及び地方公共団体の責務)において、「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定」をすることを新たに規定。
- これに基づき、平成24年(2012年)に「学校安全の取組の推進に関する計画」、平成29年(2017年)に「第2次学校安全の取組に関する計画」が閣議決定された。いずれも計画期間は5年。

学校保健安全法(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第3次学校安全の取組の推進に関する計画(案)

計画期間：令和4年度から令和8年度

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

学校安全Web

▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶

ホーム

災害共済給付

学校安全

刊行物

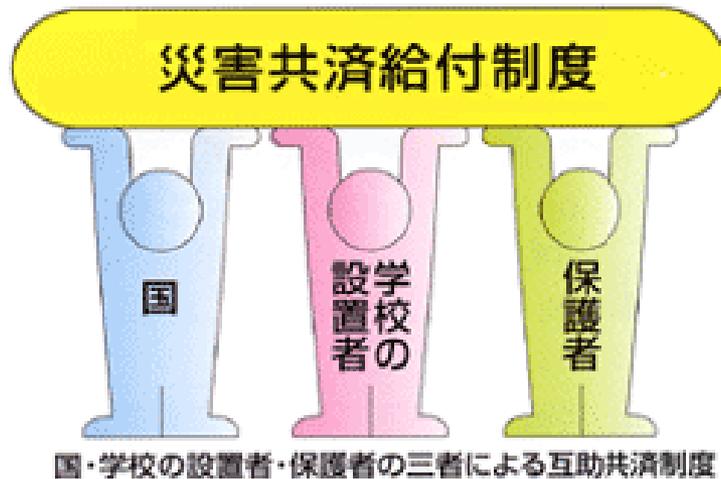
お知らせ



子どもたちの元気な笑顔を守る

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び保育所の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行っています。

▶ 災害共済給付に



学校の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）

例えば→ ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
 ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）

- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

例えば→ ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例えば→ ・始業前、業間休み、昼休み、放課後

- 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所の登園・降園を含みます。）

例えば→ ・登校（登園）中、下校（降園）中

- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば→ ・学校の寄宿舎にあるとき
 ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
 ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

学校事故事例検索データベース (独)日本スポーツ振興センター

JAPAN SPORT COUNCIL 日本語 | English

▼ 重要サイト一覧 Google™ カスタム検索 🔍 文字サイズ 標準 大 特大

学校安全 Web

▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶ よくあるご質問

ホーム 災害共済給付 **学校安全** 刊行物 お知らせ

ホーム > [学校安全](#) > 学校事故事例検索データベース

学校事故事例検索データベースでは、災害共済給付において平成17年度～平成23年度に給付した、総数4,098件の障害・死亡事例を検索できるようにしました。
なお、件数について、死亡見舞金として支払った後、※供花料として扱うケースがあります。この場合、重複表示されます。
※供花料とは、学校の管理下における児童生徒等の死亡で、第三者から損害賠償が支払われたこと等により、死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。

各検索項目の説明については、こちらをご覧ください。 ⇒ [データベースのご利用にあたって\[PDF:188KB\]](#)
※必ず検索項目を選択のうえ検索ボタンを押してください。

学校事故事例検索データベース

■ 死亡・障害: ▼

■ 死亡障害種: ▼

■ 被災学校種: ▼

■ 被災学年: ▼

■ 性別: ▼

データベースで見られる事故事例

30死-2 小4年・男 全身打撲

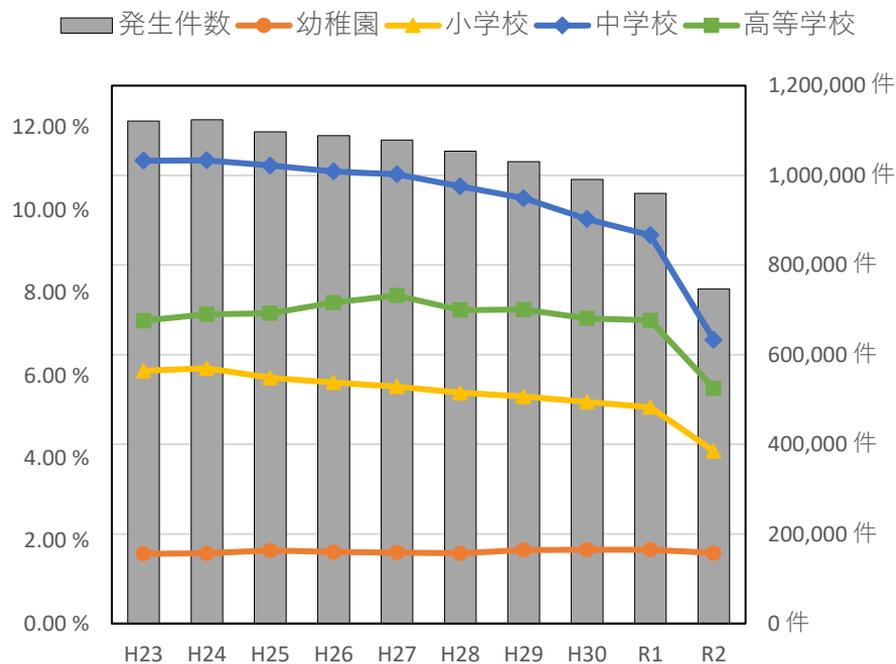
体育の授業中、サッカーのゲームをしていた。ゴールキーパーだった本児童は、自陣がゴールを決めて得点を入れたことに喜んでサッカーゴール（ハンドボール用ゴール）のネットにぶら下がった。その際、バランスを崩して地面に倒れ込んだ。直後にゴールポストが転倒し、倒れてうずくまっていた本児童の肩・背中を圧迫した。救急車を要請し、ドクターヘリにて移送され治療を受けたが同日死亡した。

30障-8 小5年・男 せき柱障害

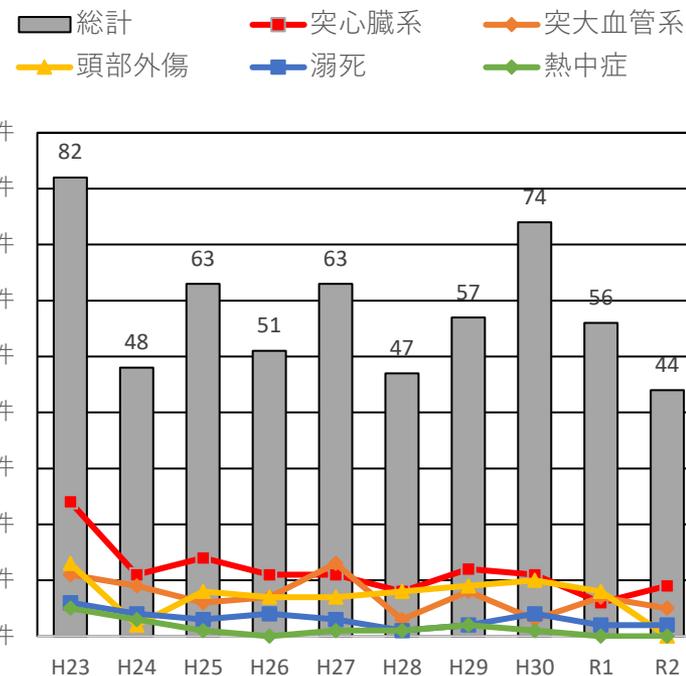
体育の授業中、体育館で運動会の表現運動（組体操）の練習をしていた。本児童はサボテンの技で肩車の上に乗っていた際、バランスを崩してうしろ向きに落下し、体育館の床面で腰を強打した。

災害共済給付における災害

(独) 日本スポーツ振興センター



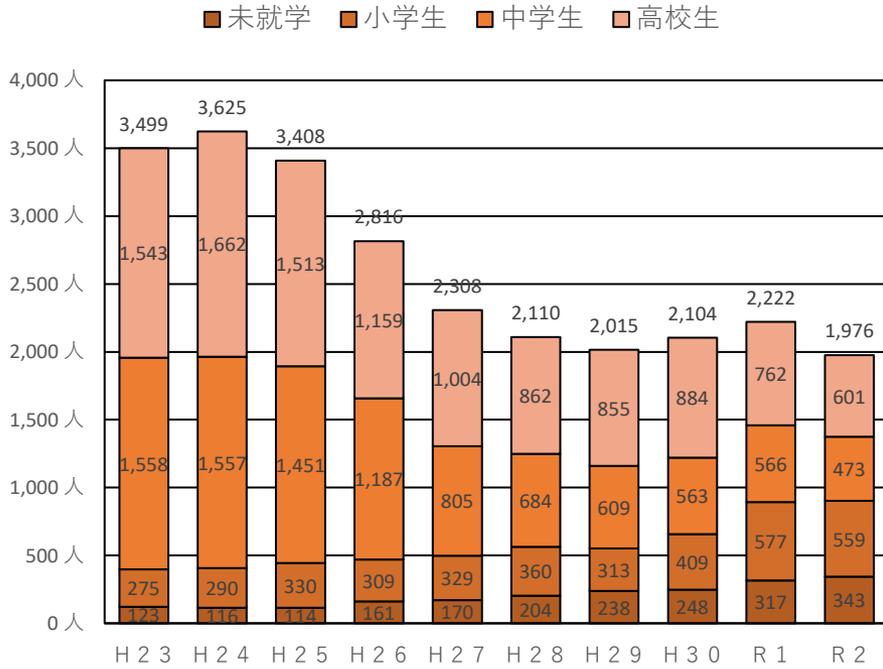
負傷・疾病発生状況の推移



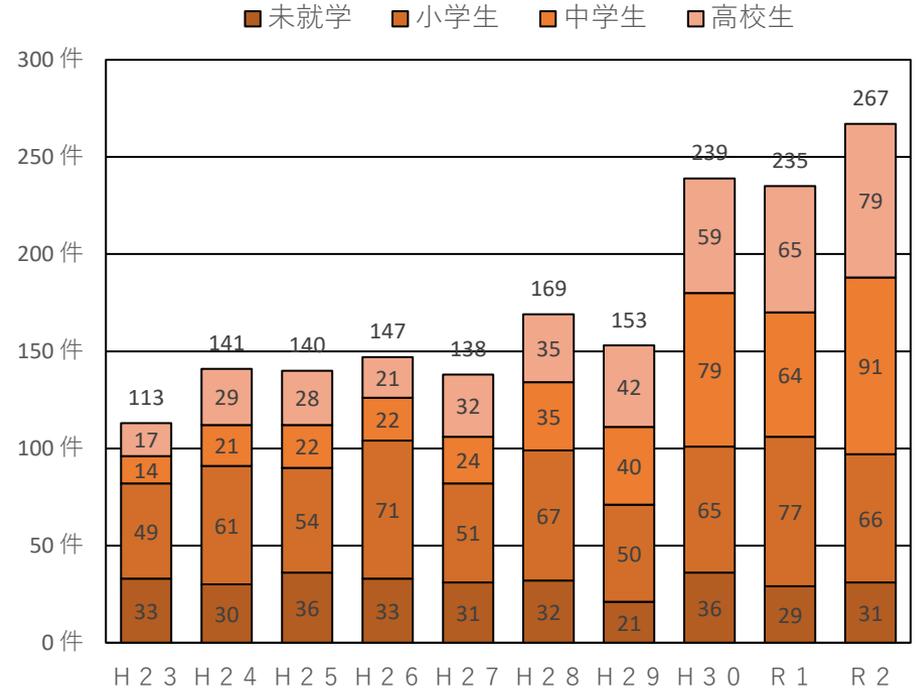
死亡見舞金給付件数の推移

児童生徒等の犯罪被害

警察庁



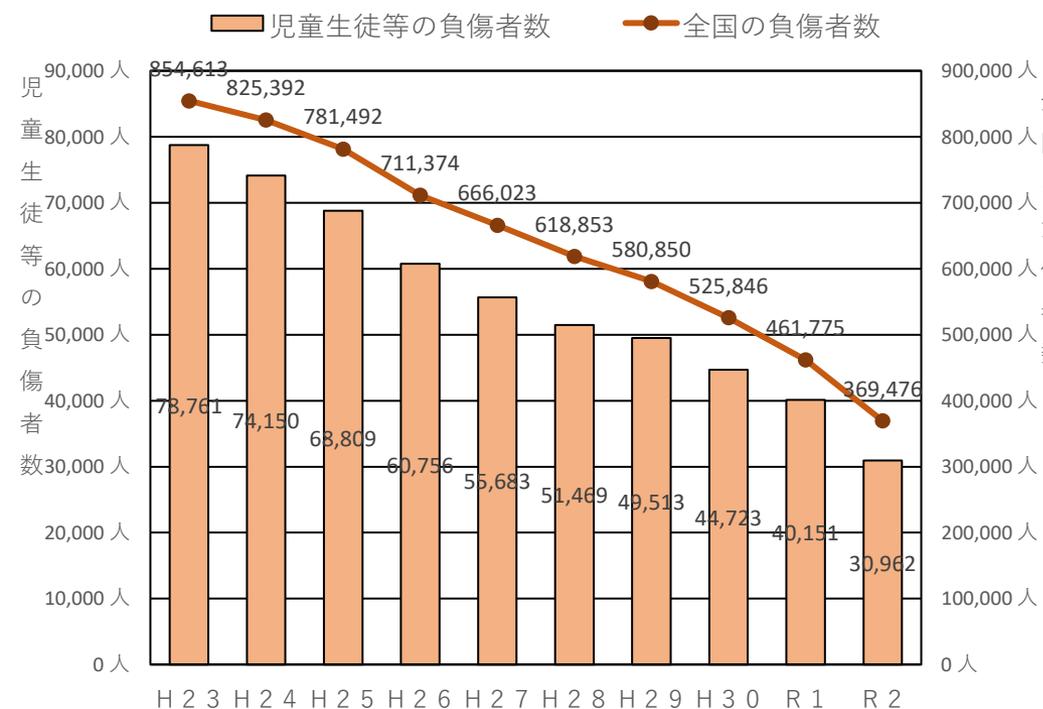
児童生徒犯罪被害（傷害）



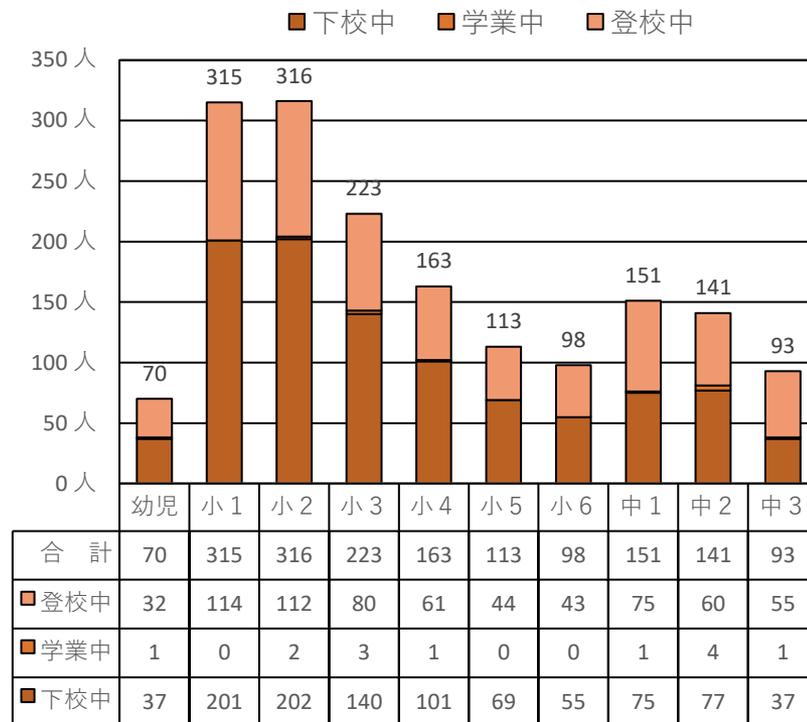
児童生徒犯罪被害（略取誘拐）

児童生徒等の交通事故被害

警察庁



児童生徒等の交通事故負傷者数



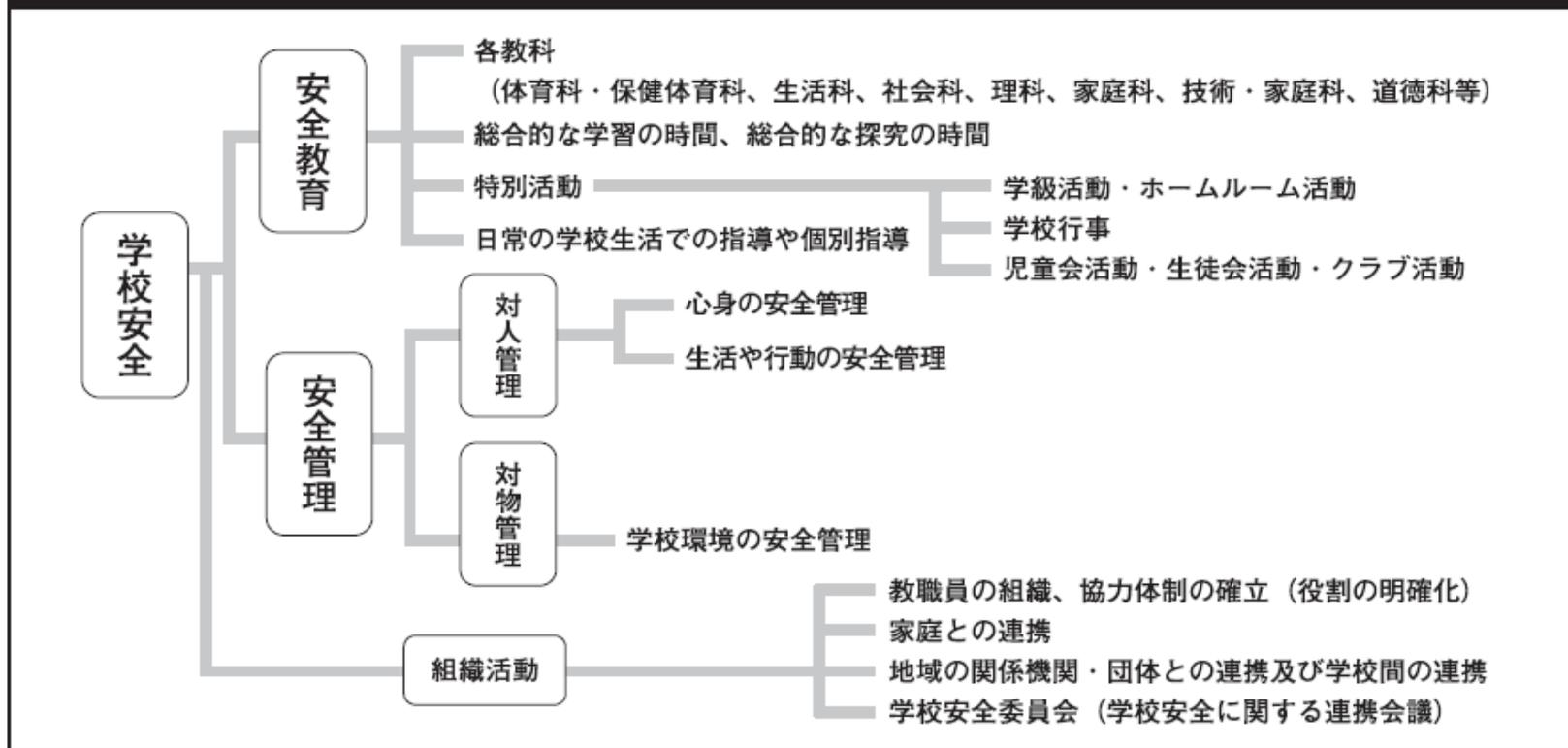
児童生徒等の通学・通園時の交通事故死傷者数
(歩行者：令和2年)

日本における近年の地震の発生状況

※気象庁HP「日本付近で発生した主な被害地震」より、平成23年～令和3年3月に震度6弱以上を計測したもの

発生年月日	M	震央地名（地震名）	人的被害	物的被害	最大震度	津波
平成23年（2011年）3月11日	9.0	三陸沖（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）	死19,729 不明2,559 負6,233	住家全壊121,996棟 住家半壊282,941棟 住家一部破損748,461棟	7	9.3m以上
平成23年（2011年）3月12日	6.7	長野県・新潟県県境付近	死3 負57	住家全壊73棟 住家半壊427棟	6強	
平成23年（2011年）3月15日	6.4	静岡県東部	負80	住家半壊18棟 住家一部破損3,475棟	6強	
平成25年（2013年）4月13日	6.3	淡路島付近	負35	住家全壊8棟 住家半壊101棟 住家一部破損8,305棟	6弱	
平成26年（2014年）11月22日	6.7	長野県北部	負46	住家全壊77棟 住家半壊137棟 住家一部破損1,626棟	6弱	
平成28年（2016年）4月14日～	7.3	熊本県熊本地方など（平成28年（2016年）熊本地震）	死273 負2,809	住家全壊8,667棟 住家半壊34,719棟 住家一部破損162,500棟	7	
平成28年（2016年）6月16日	5.3	内浦湾	負1	住家一部破損3棟	6弱	
平成28年（2016年）10月21日	6.6	鳥取県中部	負32	住家全壊18棟 住家半壊312棟 住家一部破損15,095棟	6弱	
平成28年（2016年）12月28日	6.3	茨城県北部	負2	住家半壊1棟 住家一部破損25棟	6弱	
平成30年（2018年）6月18日	6.1	大阪府北部	死6 負462	住家全壊21棟 住家半壊483棟 住家一部破損61,266棟	6弱	
平成30年（2018年）9月6日	6.7	胆振地方中東部（平成30年北海道胆振東部地震）	死43 負782	住家全壊469棟 住家半壊1,660棟 住家一部破損13,849棟	7	
平成31年（2019年）1月3日	5.1	熊本県熊本地方	負4	住家一部破損60棟	6弱	
平成31年（2019年）2月21日	5.8	胆振地方中東部	負6	住家一部破損19棟	6弱	
令和元年（2019年）6月18日	6.7	山形県沖	負43	住家半壊28棟 住家一部破損1,580棟	6強	
令和3年（2021年）2月13日	7.3	福島県沖	死1 負187	住家全壊69棟 住家半壊729棟 住家一部破損19,758棟	6強	

学校安全の体系



文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(2019)より

学校安全の三領域

「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。
誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

「災害安全」(防災)：地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校安全計画 (学校保健安全法第27条)



安全教育

組織活動

安全管理

- 保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導等



校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携
(学校保健安全法第30条)



- 安全点検の実施
(学習環境の安全点検、避難経路の確認等)
- 危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施 (学校保健安全法第29条)
(各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等) 等

○学校安全に関する学校の設置者の責務 (学校保健安全法第26条)

→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保 (学校保健安全法第28条)

→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

学校安全に係る各領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される**新たな危機事象** → 学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等

学校保健安全法

平成21年4月施行

- 学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全確保を図る上で支障となる事項に対する必要な措置
- 児童生徒等の安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な**学校安全計画**の策定による学校安全の充実
- 各学校における**危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）**の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による**学校安全体制**の強化

学校安全に関する組織的取組の 推進

(第3次計画答申案より)

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 今後想定される大規模災害など地域ごとのリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、研修の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

学校の危機管理とマニュアル

子供たちの命を守るために



学校の危機管理マニュアル 作成の手引



●事前の危機管理（事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）

●個別の危機管理（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）

●事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について）

学校の「危機管理マニュアル」等の 評価・見直しガイドライン（概要版）

作成の背景

平成30年度末の時点での危機管理マニュアルの作成状況・・・97.0%
危機管理マニュアルの見直しを行った学校・・・92.2%
→高い整備率となっているが、**有事の際に機能するかの検討が必要**

平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者に位置付けられた学校の中で、浸水想定及び土砂災害警戒区域に立地している学校は、**避難確保計画作成の義務及び自治体への提出が必要**

令和3年5月に災害対策基本法の一部を改正する法律が成立
「避難勧告」を廃止→「避難指示」の一本化による見直しが必要

そこで、各学校において危機管理マニュアルを見直し、改善の視点や考え方、その他参考となる情報を記載した本ガイドラインを作成

危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、**常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。**

（答申案より）

◆本ガイドラインの危機管理区分及び構成

事前の危機管理

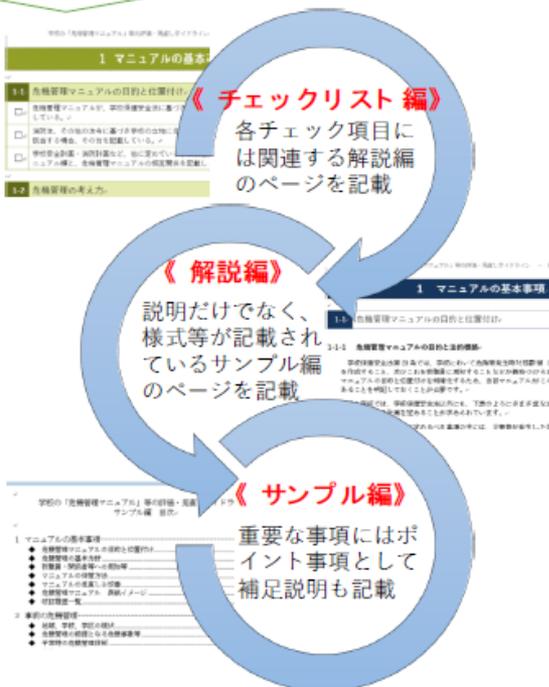
- 現状及びリスクの把握
- 危機の未然防止対策
- 危機発生に備えた対策

発生時（初動）の危機管理

- 疾病者発生時の対応
- 犯罪被害発生時の対応
- 交通事故発生時の対応
- 災害発生時の対応
- その他の危機事象発生時の対応
- 教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応

事後の危機管理

- 事後（発生直後）の対応
- 心のケア
- 調査・検証・報告・再発防止等



《チェックリスト編》
各チェック項目には関連する解説編のページを記載

《解説編》
説明だけでなく、様式等が記載されているサンプル編のページを記載

《サンプル編》
重要な事項にはポイント事項として補足説明も記載

各学校がチェック結果に応じて必要な個所を見直す際に活用

校務分掌中の学校安全計画を推進するための中核となる教職員（全国の学校） 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査平成30年度実績」より

	学校安全計画を策定している学校	中核となる学校 が いる 学校	校長	教頭・副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	その他の教諭等	臨時講師	用務員（技師等）	その他
合計	47,698	47,166 98.9%	18,456 38.7%	27,409 57.5%	9,080 19.0%	8,252 17.3%	13,270 27.8%	28,556 59.9%	509 1.1%	923 1.9%	1,827 3.8%
幼稚園	8,459	8,191 96.8%	5,258 62.2%	2,951 34.9%	1,922 22.7%	1,329 15.7%	84 1.0%	2,813 33.3%	115 1.4%	242 2.9%	630 7.4%
幼保連携型認定こども園	3,817	3,673 96.2%	2,130 55.8%	1,564 41.0%	2,170 56.9%	229 6.0%	34 0.9%	1,225 32.1%	7 0.2%	75 2.0%	355 9.3%
小学校	19,392	19,381 99.9%	5,689 29.3%	12,100 62.4%	2,556 13.2%	3,945 20.3%	5,708 29.4%	14,107 72.7%	234 1.2%	302 1.6%	272 1.4%
中学校	9,953	9,932 99.8%	3,370 33.9%	6,712 67.4%	1,399 14.1%	1,872 18.8%	4,614 46.4%	6,757 67.9%	123 1.2%	225 2.3%	191 1.9%
義務教育学校	87	87 100.0%	30 34.5%	61 70.1%	11 12.6%	16 18.4%	31 35.6%	57 65.5%	0 0%	2 2.3%	1 1.1%
高等学校	4,811	4,730 98.3%	1,641 34.1%	3,352 69.7%	801 16.6%	670 13.9%	2,221 46.2%	2,749 57.1%	16 0.3%	66 1.4%	312 6.5%
中等教育学校	50	50 100.0%	17 34.0%	32 64.0%	6 12.0%	8 16.0%	22 44.0%	27 54.0%	0 0%	0 0%	5 10.0%
特別支援学校	1,129	1,122 99.4%	321 28.4%	637 56.4%	215 19.0%	183 16.2%	556 49.2%	821 72.7%	14 1.2%	11 1.0%	61 5.4%

学校における人的体制の整備

(答申案より)

- 学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。
- 地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組や、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。

学校における安全に関する教育 の充実

(第3次計画答申案より)

- 児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保
- 地域の災害リスク、正常性バイアスの学習を含めた実践的な防災教育の推進、関係機関(消防団等)との連携の強化
- 幼児期からの安全教育の充実、幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策(SNSに起因する被害)、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」等を踏まえた性犯罪・性暴力対策(生命(いのち)の安全教育)など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

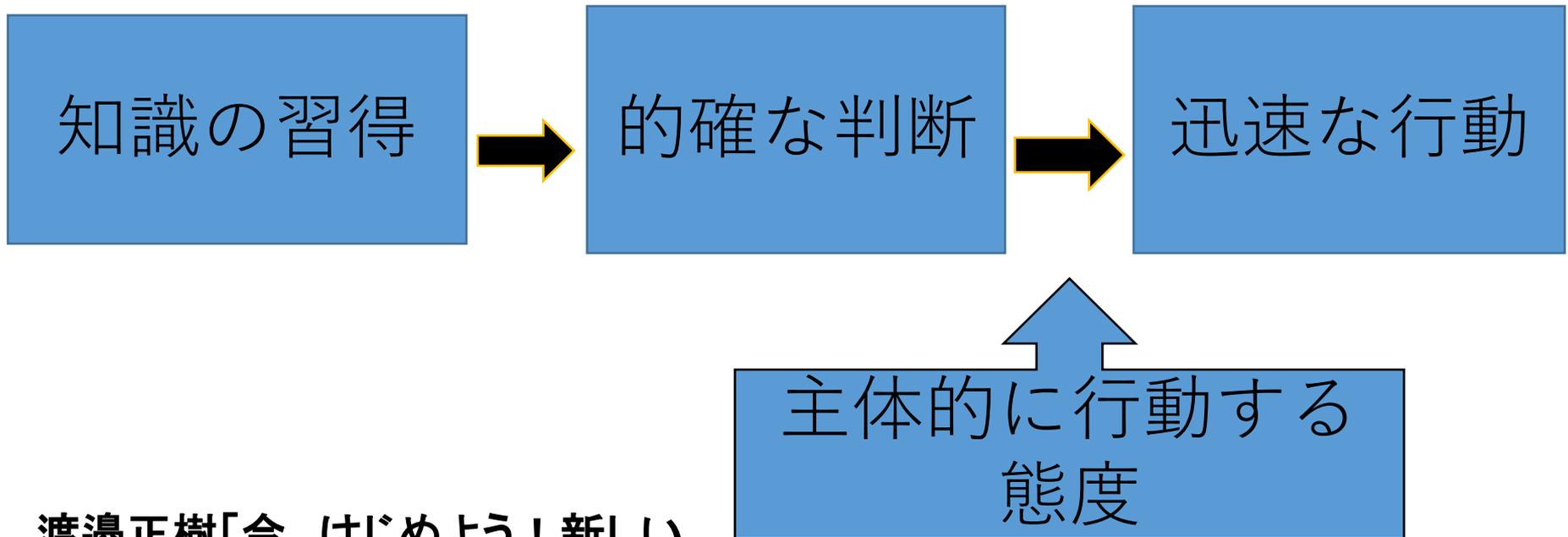
「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ より (2011年)

2. 今後の防災教育・防災管理等の考え方と施策の方向性

(1) 防災教育

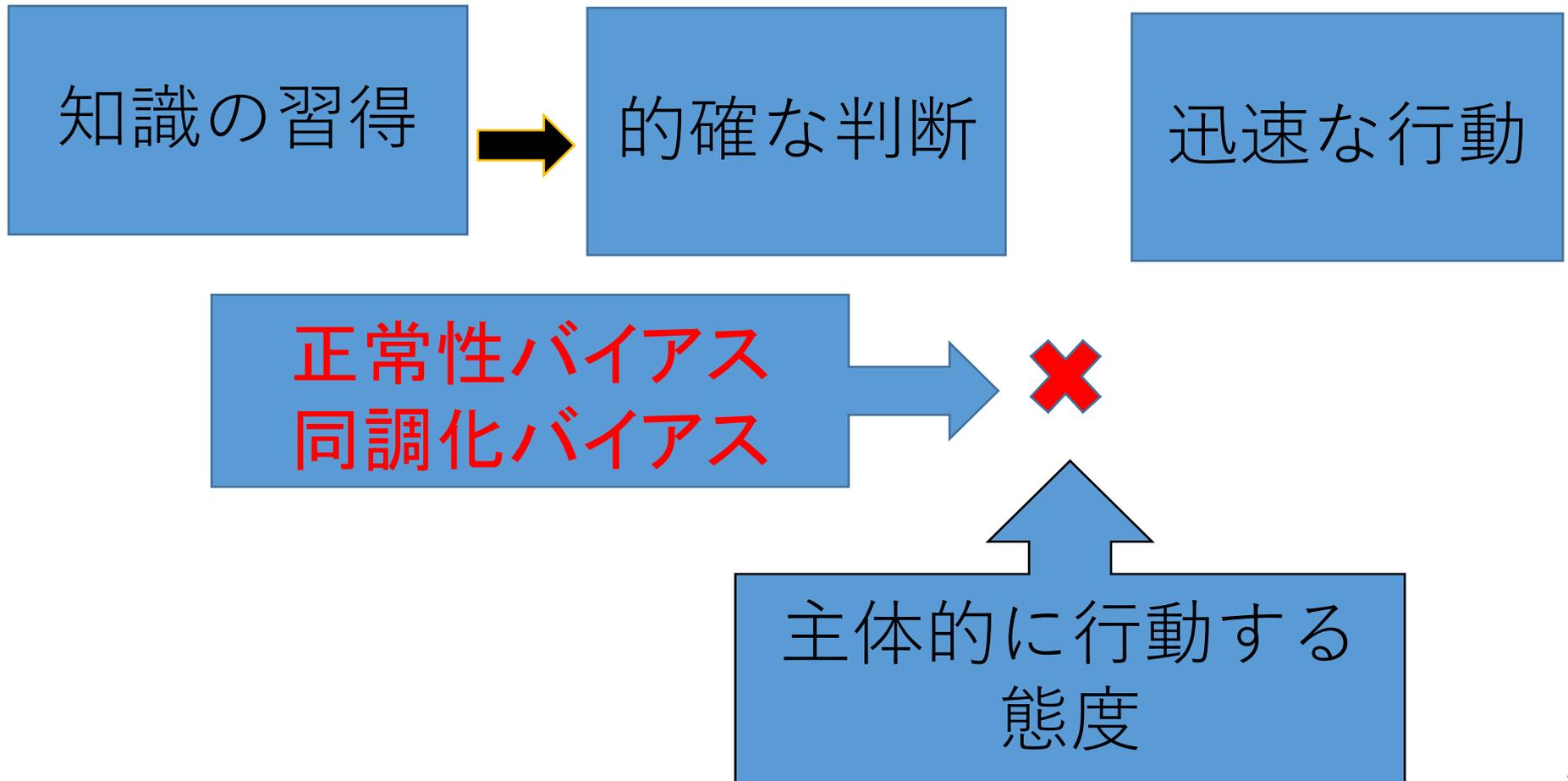
- ① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める
防災教育の推進
- ② 支援者としての視点から、安全で安心な社会
づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するためには、自然災害に関する知識を身に付けるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが必要である。その力を身に付けるには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する必要がある。



渡邊正樹「今、はじめよう！新しい防災教育」(2013年)光文書院より

迅速な行動を妨げるもの



生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- 児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- 二次被害について
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- いやな触られ方をした場合の対応
- SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- 性暴力の例
- 身近な被害実態
- 性暴力が起きないようにするためのポイント
- 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

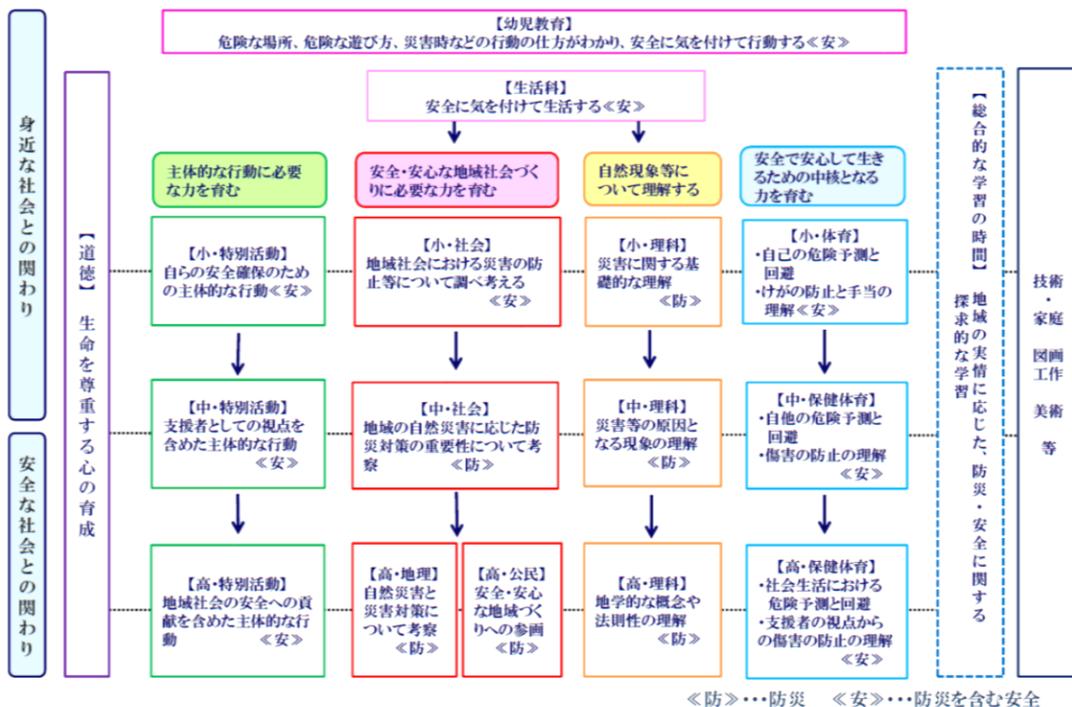
- 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



安全教育とカリキュラム・マネジメント

防災を含む安全に関する教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



安全に関する資質・能力

（知識・技能）

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） 平成28年12月

学校における安全管理の取組の 充実

(第3次計画答申案より)

- 学校における安全点検に関する手法の改善
(判断基準の明確化、子供の視点を加える等)
学校設置者による点検・対策の強化(専門家
との連携等)
- 学校施設の老朽化対策・水害対策、非構造部
材の耐震対策の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の
活用
- 重大事故発生後の国への報告(学校事故対
応に関する指針)に関する検討

安全点検

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期的安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時的な安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則28条第2項)
日常的安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則29条)

防犯の視点

- 不審者侵入防止用の設備
- 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- 避難経路の複数確保
- 出入口の施錠状態
- 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)

交通安全の視点

- 歩道や路側帯の整備状態
- 車との側方間隔
- 車の走行スピード
- 右左折車両のある交差点
- 見通しの悪い交差点
- 沿道施設の出入口
- 渋滞車両・駐車車両の存在

防災の視点

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 書棚・家具等の壁・床への固定
- 警報装置や情報機器等の作動
- 避難経路・避難場所
- 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など)
- 遊具等の劣化

校内事故防止の視点

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化
- 窓・バルコニーの手すりなどの点検
- エレベーター・防火シャッターなどの点検

学校の危機管理マニュアル作成の手引(2018)より

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

■共通事項

事故情報の共有

★全国の事故情報を把握します。
(財)日本スポーツ産業センターの提供する事故情報等を参考とします。)

学校の現状把握

★学校関係者・専門家をしめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。

★学校等により学校施設の状況に変化があったときに点検を行います。

★危険場所が見つかったときは、速やかに対応します。

★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。

★欄を乗り越えたり、縁を越えたりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。

★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。

★子どもたちが普段使用している場所が活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同乗します。

★特に事故が多発している休憩時間中や放課後には、定期的な巡回を行います。

施設面の配慮

★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。

★効果的な表示等による注意喚起をします。(単に危険だけでなく具体的なメッセージがわかりやすいようにします。)

★細部に至るまで、十分な安全性を確認します。

★既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

■個別事項

窓

★建設の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の閉鎖方法について検討します。

★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

★窓下に足掛りとなるものは設置しません。

★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないよう注意します。

★簡単な窓の開閉状態が判別できないのを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。

屋上

★屋上への出入口は必要に応じて施錠します。

★十分な安全な手すりやフェンス等を設けます。

★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。

★屋上で作業する際は、必ず安全な作業方法を実施し、転落防止に努めます。

天窓

★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。

★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。

★天窓に近づかない・杖落を作ることも有効です。

バルコニー等

★十分な安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。

★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

★目ごころの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。

★庇に簡単に立ち入れないように、重量の手すりの設置等について検討します。

その他

★人が乗ることを想定していない転輪車の屋根等についても、乗ることが重大事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

鉄棒の日常点検表 (例)

点検期間	年 月 日 ~ 年 月 日	点検者名	管理責任者名 (本表の最終確認)	公園番号
設置場所				
施設名称/主材質	金属・木質・樹脂・他			整理番号
設置年月/製造社名	年 月・不明	年 月・不明		
備考				
部位	重要度	点検内容	チェック欄	備考(気づいた点を具体的に記入する)
A. 共通点検項目				
① 各部	○	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか	1 2 3 4 5 6	
② 落下防止	-	落下防止柵などにガタツキや変形はないか	- - - - -	
③ 支柱部	◎	部材に亀裂、劣化はないか		
	○	ぐらつきはないか		
④ 基礎部	○	設置面へ基礎が露出してないか		
⑤ 着地面・周辺	○	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか		
⑥ 接合部	○	ボルトの緩みや欠落はないか		
	○	継手金具の破損はないか		
⑦ 塗装・メッキ	△	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか		
⑧ 汚れ・異物	△	著しい汚れや落書き、異物等はないか		
B. 個別点検項目				
<懸垂運動系遊具>				
⑨ 握り棒	○	変状、摩耗、腐食はないか		
	○	ぐらつきはないか、回転しないか		

安全管理：公立学校施設の耐震化の状況

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了した。

校舎等の耐震化（公立小中学校）

「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（令和2年4月1日）」

○ 耐震化率：99.4%（前年度 99.2%）

○ 耐震性がない建物

（耐震診断未実施の建物を含む）：**674棟**
（前年度 894棟）

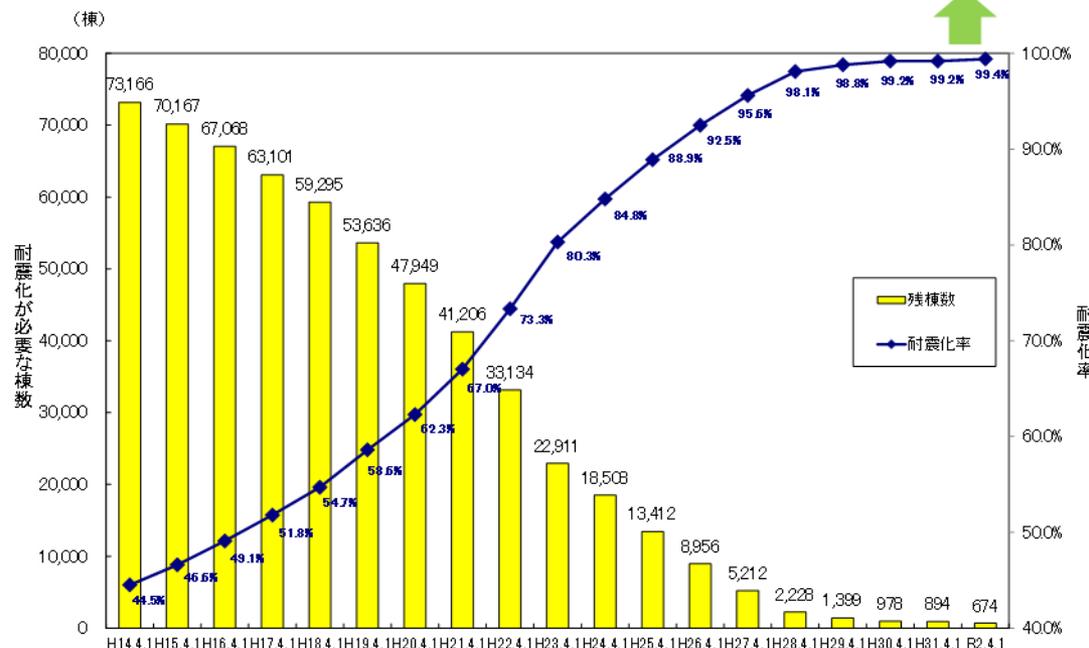
● このうち、倒壊の危険性が高い施設
（Is値0.3未満）：**125棟**
（前年度 163棟）

○ 各自治体の耐震化の状況

	令和元年度	令和2年度
耐震化率100%達成	1,643自治体 (92.0%)	1,663自治体 (93.2%)
耐震化未完了	142自治体 (8.0%)	121自治体 (6.8%)

○ 耐震化の進捗状況

おおむね完了



吊り天井などの非構造部材（公立小中学校）

○ 吊り天井について

落下防止対策実施率：99.2%（前年度 98.9%）

→ おおむね完了

○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率：92.6%（前年度 88.9%） 対策実施率：48.2%（前年度 43.0%）

※平成28年度までは「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所を調査対象としてきたが、平成30年度から「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版文部科学省）」に基づいて調査の対象項目の明確化を図ったため、両者の比較は困難。

学校事故対応に関する指針

平成28年3月

趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事故発生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

詳細調査の実施

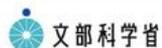
- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

文部科学省・学校安全ポータルサイト



都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク

MEXT
文部科学省
×
学校安全
School Safety

文部科学省作成
学校安全参考資料一覧

文部科学省予算事業

都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

What's New 新着情報

6月
18
2021

今月のニュース「令和3年6月号」を更新しました。
『「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン』の活用について』『「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き』について』を掲載しました。

6月
18
2021

熱中症・水難事故防止関連情報を更新しました。
熱中症事故防止に関する「文部科学省」「スポーツ庁」の情報を更新しました。河川水難事故防止に関する「スポーツ庁」の情報を掲載しました。

6月
18
2021

文科省作成資料・取組・事業の「刊行物（学校安全参考資料）」を更新しました。
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン、学校における熱中症ガイドライン作成の手引きを掲載しました。

5月
24
2021

「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」の活用についてを更新しました。
成果物「地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究報告書」を更新しました。

> 新着情報一覧

5月 アクセスランキング



今月のニュース令和2年7月号
「新しい生活様式」と熱中症事故の防止
について／「性犯罪・性暴力対策の強化
の方針」が決定されました

文部科学省作成



学校事故対応に関する指針〔全体
版〕

文部科学省作成



今月のニュース令和3年5月号
「やってみよう！登下校見守り活動
ハンドブック」、「生命（いのち）の安全
教育のための教材及び指導の手引き」を
作成しました

文部科学省作成



「学校事故対応に関する指針〔概
要版〕

> 熱中症・水難事故防止関連情報

令和3年度「学校安全総合支援事業」全国成果発表会 北海道実践的安全教育モデル構築事業

「学校、地域、関係機関が連携した 地域全体での防災教育」 ～時代をつなぐ、横をつなぐ防災教育～

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課
主査 風間 直樹

説明概要

●北海道の目指す防災教育

- ・「1日防災学校」の取組

●北海道実践的安全教育モデル構築事業

- ・函館市立恵山中学校の実践
- ・事業の成果と今後の展望

北海道の目指す防災教育①

「時代をつなぐ」防災教育
災害の履歴や経験・知恵を
確実に受け継ぐ

「横をつなぐ」防災教育
学校と地域が連携・協働

地域防災力の向上

北海道の目指す防災教育②

防災教育の目標

- **知識、思考・判断**～自然災害の原因、減災について理解し、的確な判断に基づく意志決定、行動ができる
- **主体的行動**～安全確保のための行動や、日常的な備えができる
- **社会貢献**～地域の安全活動に進んで協力し、貢献できる

取組の方向性

- **実践的な防災教育の推進**
 - ・ **自助、共助、公助**の視点からの防災教育
 - ・ 「カリキュラム・マネジメント」確立を通じた**系統的・体系的**な防災教育

○ 実践的安全教育 モデル構築事業

・ 道教委と市町村教委が連携した安全の教育モデル構築
防災（函館市）、防犯（白老町）、交通（音更町）

小 中

○ 1日防災学校

・ 学校、地域、防災関係機関が連携した
実践的防災教育

幼 小 中 高 特

○ 高校生防災サミット

・ 高校生による防災、減災への提言
・ リーダー育成、道内ネットワークの構築

高

○ 高校生学校安全 推進事業

・ 防災、防犯、交通安全に関する
安全教育（全校対象）

高

○ 被災地域に対する 支援体制

・ 教員等に対し、災害時の学校再開、心のケア
等に係る研修の実施、教員等派遣

小 中 高 特

1日防災学校の取組

目的

- 実践的防災教育による児童生徒の防災意識の向上
～道教委、道、市町村、防災関係機関の連携～
- 地域住民、防災関係機関との連携協働による体制の構築
～地域コミュニティの核となる学校の活用～



避難所設営体験 (段ボールベッド)



避難所運営ゲーム (Doはぐ)



防災かるた



災害食調理



- 避難訓練・避難所設営体験
- 防災ダックゲーム、防災かるた
- 避難所運営ゲーム【Doはぐ (Hug)】
- 防災グッズづくり、災害食調理

令和3年度実績状況

○154/178市町村 441校
小218 中112 高89 特別支援22

北海道実践的安全教育モデル構築事業



恵山中学校

恵山(活火山)

モデル地域の実践①

関係機関と連携した実践委員会の設置

- 学校、地域住民、関係機関の連携による体制の構築
地域コミュニティの核となる学校を中心とした実践委員会



地域合同避難訓練を兼ねた「1日防災学校」

- 噴火警戒レベル4を想定した地域合同避難訓練
- 恵山中学校を会場に、小学生、中学生、地域住民が参加
- 避難所生活体験、学校安全アドバイザーの授業



- コロナ感染症対策を踏まえた避難所開設

地域合同避難訓練を兼ねた「1日防災学校」



段ボールベッド設営



パーティション設営

- 函館市災害対策課職員から、**避難所でのコロナ感染症対策を学び、**感染防止対策用のパーティション設営
- 児童生徒が災害対策課職員とともに活動

地域合同避難訓練を兼ねた「1日防災学校」



新聞スリッパづくり

実際の避難

- 物資がない避難所を想定し、新聞紙でのスリッパづくり
- 実際の避難訓練により課題を明確にし、**危機管理マニュアル**を見直し¹⁰

地域合同避難訓練を兼ねた「1日防災学校」



学校安全アドバイザー
函館地方気象台火山防災官の講話
「火山と恵山について」



学校安全アドバイザー
北海道教育大学教授の授業
「地域の災害と中学生としての
意思と役割」

事業の成果

- **カリキュラム・マネジメントの視点**を踏まえた
防災教育・安全教育の改善充実
- 学校、地域、関係機関の**組織的取組**による**危機
管理マニュアルの見直し**
- 大学、関係機関・団体、外部有識者による**専門
的知見の活用**
- 1日防災学校を通じた**P D C Aサイクル**に基づ
く**検証・改善**

今後の展望（地域防災力の向上）

- 地域のニーズを踏まえ、実践委員会の取組を進め、地域合同避難訓練の継続により、より一層、地域住民、保護者の協力を得て**地域防災力の向上**を図る。
- 市内の各学校において、地域の実情に応じた、**学校、地域住民、関係機関との連携による体制構築**を図る。



実践委員会

私たちは、豊かな自然あふれる北海道において、自然の恩恵と自然災害との両方の側面を理解して、それを受け止めながら暮らしています。

本年、「北海道高校生防災サミット」が開催され、「地域を守る 命を守る～高校生の私たちが、今できること～」をテーマに、防災・減災の取組を進めていくために必要なことなどについて話し合いを行いました。

私たちは、サミットで得た成果を学校や家庭、地域と共有して防災の輪を全道に広げ、今後直面する可能性がある様々な自然災害から、地域や命を守るために行動することを決意します。

- 災害時に自らの命を守り抜くために、
 - ・私たち若者は、普段から地域とのつながりをもつために、思いやりを忘れずに行動します。
 - ・私たち若者は、自分の身を守るための即決力と判断力を養うために、地域の災害の特徴や自分のことを知るよう努めます。
 - ・私たち若者は、自分ができるところを見つけ、主体的に行動します。

- 地域防災力の向上のために、
 - ・私たち若者は、ボランティア活動やイベントを主催して、「えがお」で挨拶をすることで、地域とのつながりを強くします。
 - ・私たち若者は、地域に合った避難訓練や避難を助けるハザードマップやポスターづくり、配布を行います。
 - ・私たち若者は、記憶を風化させず、被災者の声を生かすイベントなどに取り組みます。

- 私たち一人一人の防災意識を高めるために、
 - ・私たち若者は、地域の特色を知り、家庭でできることに取り組みます。
 - ・私たち若者は、学校内でも防災・減災の知識を学び続けます。
 - ・私たち若者は、全道の高校生ネットワークを構築するとともに、私たちの取組を地域に広げます。

御清聴ありがとうございました。

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課
(防災教育啓発資料)

主なコンテンツ

- 1日防災学校実践事例
- 学んDE防災
- 防災ノート



令和3年度 学校安全総合支援事業 全国成果発表会

ARを活用した実践的防災訓練 — 学校安全推進体制の構築の一事例 —



かながわキンタロウ
Kanagawa Prefectural Government

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課



発表内容

災害特徴

- ・ 神奈川県 of 災害について

取組

- ・ 神奈川県 of 防災教育の取組み
- ・ 学校安全総合支援事業の取組
- ・ 県立西湘高校の取組

成果・展望

- ・ 防災教育の成果
- ・ 今後の展望

神奈川県における災害の特徴



丹沢

土砂災害



箱根

火山



Kanagawa Prefectural Governr

江の島

津波

土砂
災害

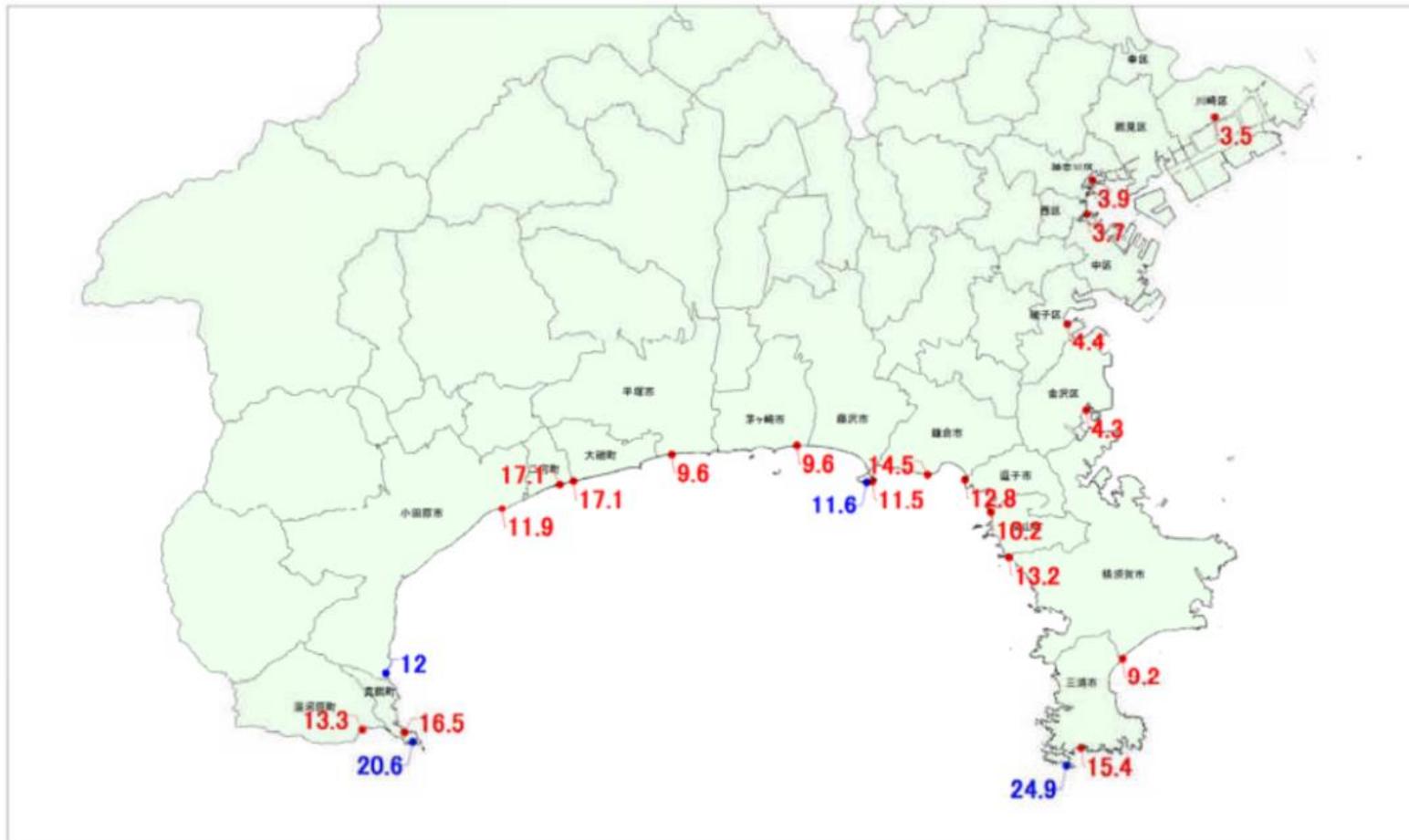
津波

横浜
(みなとみらい)



最大津波の高さ（想定）

図8 市区町別の最大津波高さ発生箇所 赤字：海岸保全区域、港湾区域、漁港区域の場合 青字：がけ地等を含む場合（地震名は表1参照）



神奈川県における防災教育に係る取組

実践的防災教育推進事業

- ・ DIG（災害図上訓練）の普及推進
- ・ 宿泊防災訓練の実施
- ・ 防災研修
- ・ AR技術を活用した防災教育

学校安全総合支援事業

- ・ 2つの地域を指定し、拠点校を中心とした取組

神奈川県和学校安全総合支援事業の取組

目標

- ・ 県内全ての学校に学校安全の中核を担う教員を位置付け、学校安全の取組を推進する

内容

- ・ 地域と学校の連携体制の構築の方法
- ・ 継続的な取組を行っている中核教員の実践

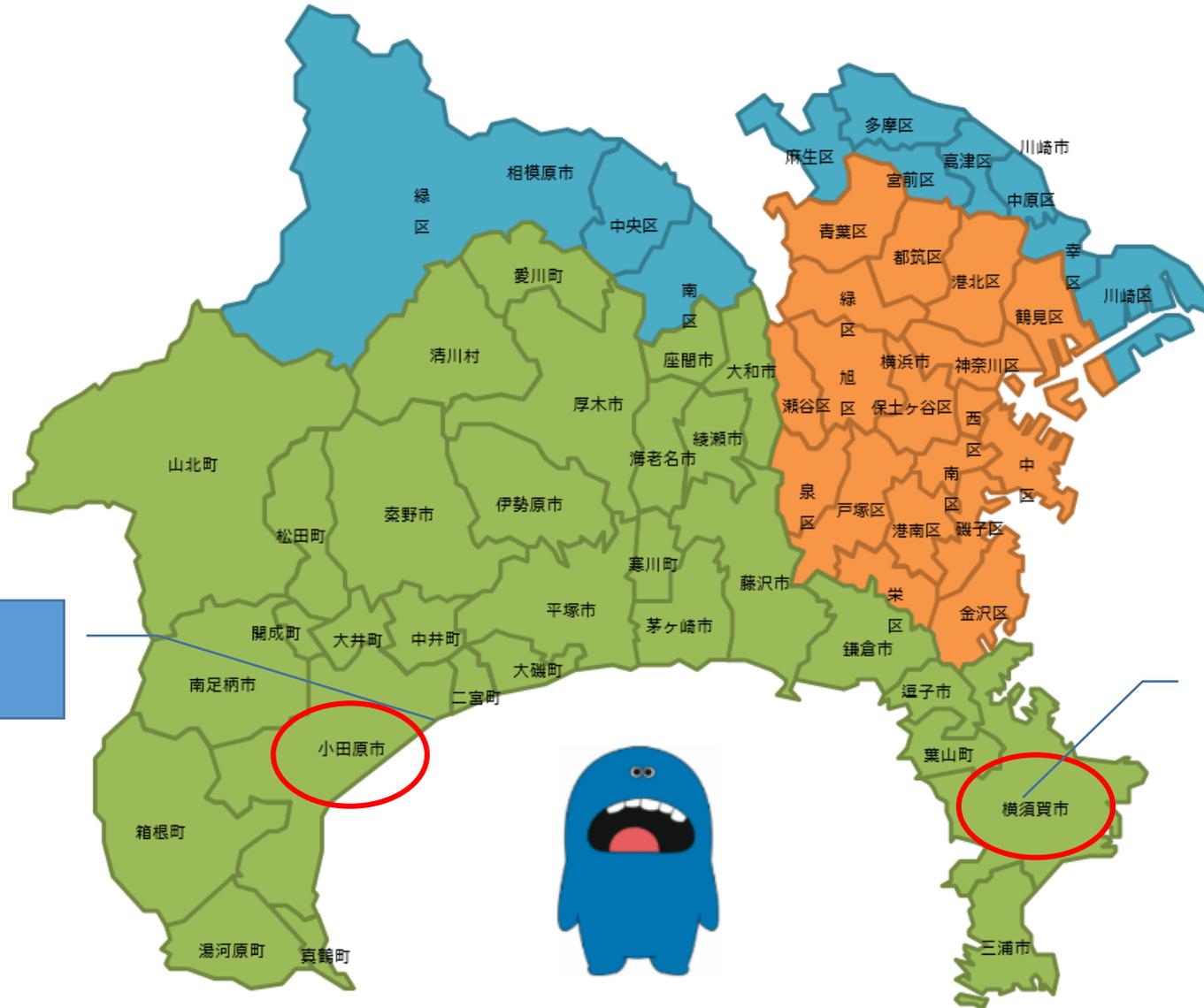
方法

- ・ 防災教育研修講座で県立学校の取組を、県内全ての地域に周知し、普及を図る

神奈川県为学校安全総合支援事業の取組



県立西湘高校



県立横須賀工業高校

県立西湘高校の防災教育

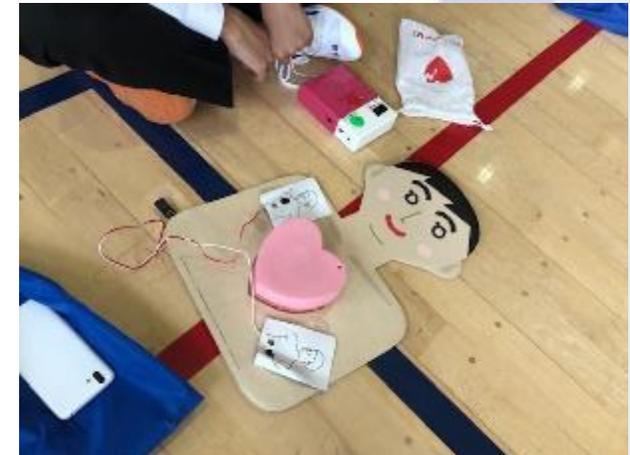
総合防災
センター視察

シェイク
アウト訓練
防災講話

生徒参画型
実践的
防災訓練



Kanagawa Prefectural Government



年度	対象	内容	参考
令和2年度	全校生徒	シェイクアウト訓練・防災講話	【講師】 小田原市防災部防災対策課地域防災係
	1学年	実践的防災訓練 ①人命救助システムの構成品の展示・説明 ②衛生救護者及び応急担架の展示・説明 ③宿営用天幕の展示・説明 ④野外炊事車の展示・説明 ⑤DIG訓練 ⑥AR訓練	【講師】 ①～④ 陸上自衛隊駒門駐屯地大1高射特科大隊 ⑤SL災害ボランティアネットワーク ⑥神奈川歯科大学 板宮教授
	2学年	防災講話 (オンライン)	【講師】 閑上の記憶 語り部 丹野 裕子 氏
令和3年度	全校生徒	シェイクアウト訓練	
	1学年	実践的防災訓練 ①DIG訓練 ②AR訓練 ③BLS訓練・消火訓練	【講師】 ①SLボランティア災害ネットワーク ②神奈川歯科大学 板宮教授 ③国士館大学助教
	防災委員	総合防災センター視察	

県立西湘高校の防災教育

シェイクアウト訓練
防災講話

「防災意識の向上」と「安全確保
の訓練」

【内容】

- 地域性から見た防災講話
- 経験者による防災講話
- 安全確保行動を約1分間取る。

【ねらい】

地震発生時の防災意識向上と安全確保の行動を身に付ける。



災害に対する準備の大切さや、災害発生時の行動を学ぶことを通じて、生徒の防災意識を育成する。

西湘高校周辺に絞り、地震と津波の発生原理やその発生規模・可能性について講話をいただいた。



県立西湘高校の防災教育

生徒参画型実践的防災訓練

「自己の生命を守る訓練」と「自己の役割を果たす意識向上の育成」

【内容】

○人命救助システム、宿営用天幕、衛生救護車及び応急担架、野外炊事車の展示

○DIG訓練、AR訓練、BLS訓練

【ねらい】

自己の生命を守り、自己の役割を果たす行動を実際に動けるようになるため。



【宿営用天幕の展示】



【消火訓練】



【DIG訓練】



【BLS訓練】

県立西湘高校の防災教育

生徒参画型実践的防災訓練

「自己の生命を守る訓練」と「自己の役割を果たす意識向上の育成」

【内容】

- 人命救助システム、宿営用天幕、衛生救護車及び応急担架、野外炊事車の展示
- DIG訓練 ○AR訓練

【ねらい】

自己の生命を守り、自己の役割を果たすために、実際に動けるようにするため。



【津波を想定したAR】



【火災避難時の視界を体験】

県立西湘高校の防災教育



BLS訓練・消火訓練

- ・消火器を噴射する時は一直線ではなく、左右に振って火の根元にかけること
- ・消火器は下からほうきを掃くようにする。胸骨圧迫は絶え間なくやることが大切
- ・消火器で火を消すことは大事だが、一番は自分の命を守ることを学んだ
- ・人命救助をする上でのポイントを学べたこと
- ・自分の身長より高い火は逃げるということを初めて知った



DIG訓練

- ・酒匂川の周辺は地震などが起こると広い範囲で氾濫になるとわかり、日頃から災害に備えて対策するべきだとわかった
- ・地形を知り、どう行動すべきかを考えることはとても大切だと思った
- ・学校は安全であるということがわかった。一番危険なのは通学路だった、活断層の上を毎日通っていた
- ・海が比較的近い地域だからこそ、その中でもなるべく安全な場所を選んで逃げるのが重要だと学んだ。



AR訓練

- ・煙が高い位置にあるので、立つと本当に何も見えなくなってしまったから、しゃがんで避難しなくてはいけないという意味がわかった
- ・自分が想像していたよりも煙が下まで来ているし、煙で前が見えなかった。なので、想像よりも災害は大きいものだとことを学んだ
- ・水の流れを変えてみて、漂流物が迫ってくるところが、恐ろしく感じました



成果

- 県内の大学や県も施設等とも連携し、ARを活用した防災教育を推進することができた
- 近隣地域住民が参加することにより、地域の特性に沿った防災対策を講ずる一助になる

今後の展望

- 取組を周知することにより、県内の防災教育を推進
- 学校を中心となる教員の育成を図る

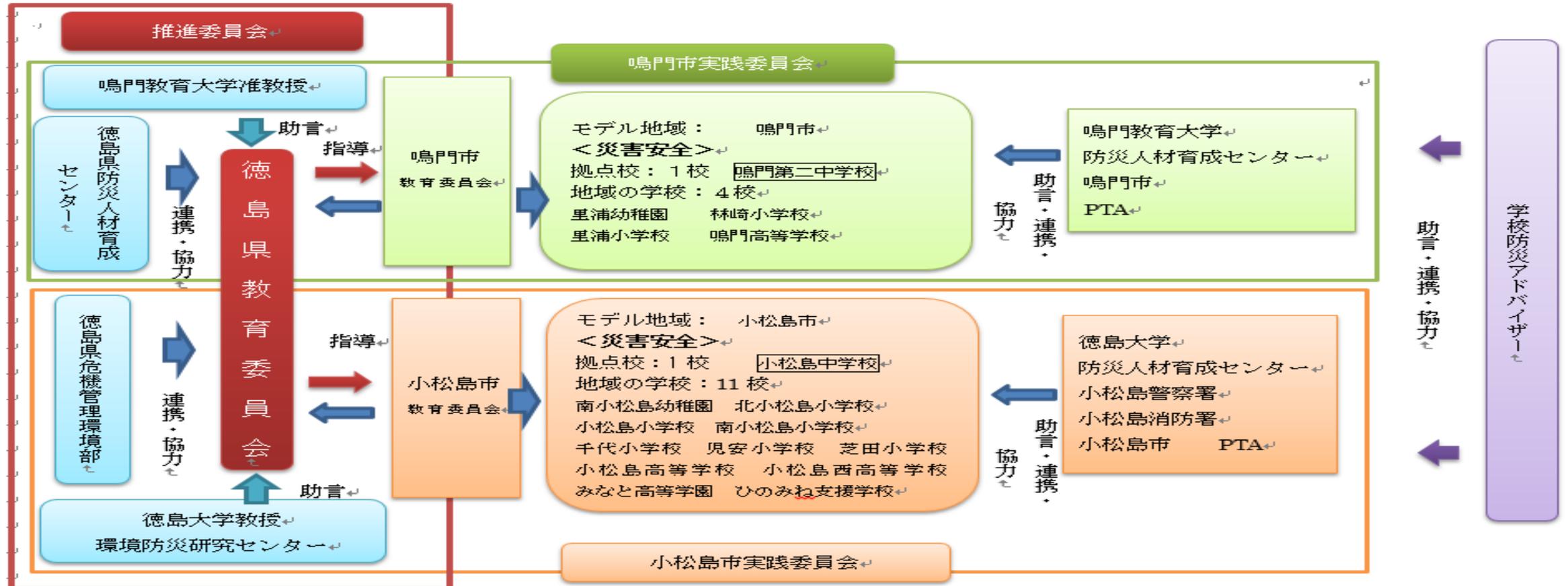
家庭や地域とともに取り組む防災教育

～フェーズ・フリーを学校教育に取り入れて～



徳島県 鳴門市教育委員会
学校教育課 主査(指導主事)
佐古 高伸

令和2年度 徳島県学校安全総合支援事業の概要



- 成果の普及 成果発表会（あわ教育発表会，学校防災に関する研修会）の開催
- 拠点校における公開授業（オープンスクール）等の開催
- 各実践委員会でモデル地域の学校の管理職と中核となる教員へ成果の普及
- 県下各校へ成果物の配付，研修会・市町村校長会での事業成果の周知

鳴門市の現状

人口 約55000人

○海に面しており、漁業が盛ん

○文化が身近で多くの観光名所

- ・鳴門の渦潮 ・第九 ・大塚国際美術館
- ・鳴門金時 ・阿波踊り ・徳島ラーメン

○四国の玄関口



鳴門市の現状

鳴門市 南海トラフ地震の想定
(被害最大の場合)

震度：震度6強～震度7

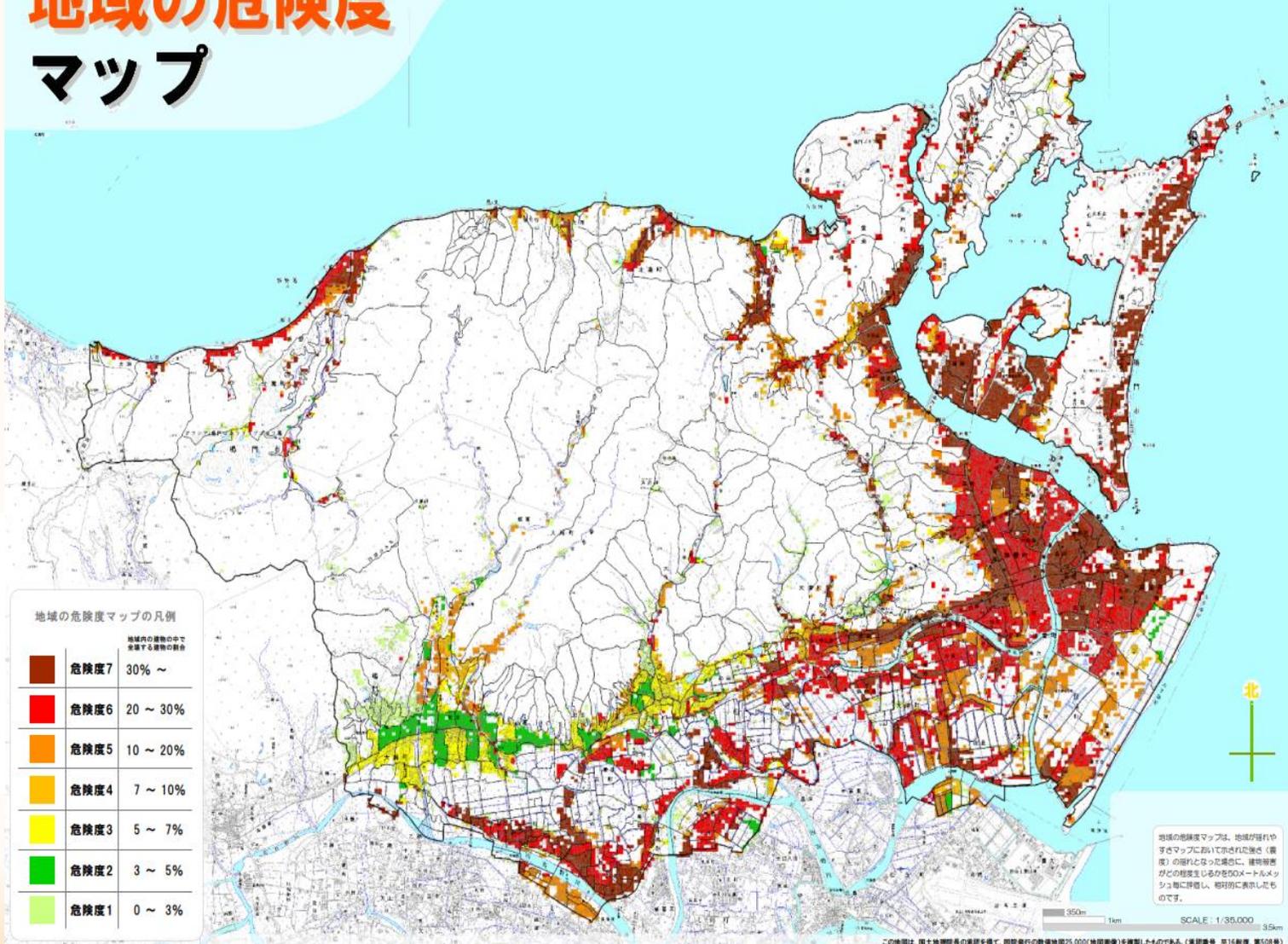
死者数：2700人(約5%)

建物全壊棟数：11900棟(約50%)

津波：最大波6m(到達時間64分)
津波第一波20cm 到達時間48分
里浦海岸

鳴門市地域防災計画より抜粋

地域の危険度 マップ



～大切な命を守るために～
鳴門市 × フェーズフリー

市 では、防災計画を行っていく上で最も基本となる「鳴門市地域防災計画」の中に、全国に先駆けて「フェーズフリー」の研究・啓発を盛り込みました。これまでも、避難所の整備や食料品の備蓄、地域での防災訓練など、市民の皆さんと共に「防災のための施策」に数多く取り組んできました。しかし、限られた予算の範囲で防災のみの特化した施策を推進していくには限界があります。一方で、福祉や教育などさまざまな施策を推進する中で、同時に災害時にも対応できる状態をつくることができれば、日々の生活の質を向上させながら、皆さんの大切な命を守ることもつながります。それが、今後市が進めようとするフェーズフリー施策です。

フェーズフリーが実現する未来
 皆さんが日頃利用する施設や公園、市が提供するサービスなど、日常の中に溶け込んでいるものが自然と市民の皆さんを守っている。これが、市が描く理想の未来です。市では、今後整備を行う市庁舎などの施設や教育分野においてもこの考えを導入し、市民の皆さんの命を守る取り組みを進めていきます。

施設



「鳴門市新庁舎建設基本計画」にフェーズフリーの考えを盛り込み、災害時の各フェーズにおける機能整備について検討することとしています。また、浄水場、道の駅など今後建設が予定される公共施設にもフェーズフリーの考えを取り入れる予定としています。

例えば…

「新庁舎内に相談室や授乳室を適切に設けることで、来庁者や市職員の利便性を向上させる一方、災害発生時には休憩室などとしても活用できる」など、平常時から来庁者や市職員などの利用環境を向上させ、災害時には防災拠点としての機能を高められるよう検討を行います。



イベント



市が主催するイベントなどで、フェーズフリー紹介ブースを設けるなど、市民の皆さんへの周知・啓発に努め、フェーズフリーの浸透を図ります。また、地域団体などと連携し、子どもたちにも普段から災害への備えを身に付けてもらえるような取り組みを進めます。

例えば…

地域活性化団体MOVEが主催する「イザ！カエルキャラバン」は、子どもたちが遊びの延長で楽しみながら防災の知識を身に付けることができるイベント。体験に参加して貯めたポイントは好きなおもちゃと交換することができます。防災を意識しない遊びの中で知識を深めることができます。



教育



普段の授業にフェーズフリーの考えを導入します。例えば、体育の持久走で津波到達予想時間と同じ時間で自分がどれくらいの距離を走れるか体感する、外国語の授業で避難を呼び掛ける言葉を学習するなどの取り組みを行います。これらを通じ、児童・生徒が無意識のうちに災害時に備えた感覚を身に付けられる状態を目指します。

算数の問題では…



津波は、陸地に上陸したとき時速36kmで進むといわれています。この津波が追いかけてきたら、50mを何秒の速さで逃げる必要がありますか？



時速36km→1分で600m→1秒10mの速さで津波が追いかけてくる。つまり、50mを5秒以内のスピードで走ることができないと、津波から逃げる事ができない。



小学5年生の50m走平均タイムが約9秒。

「津波はとても速い！」

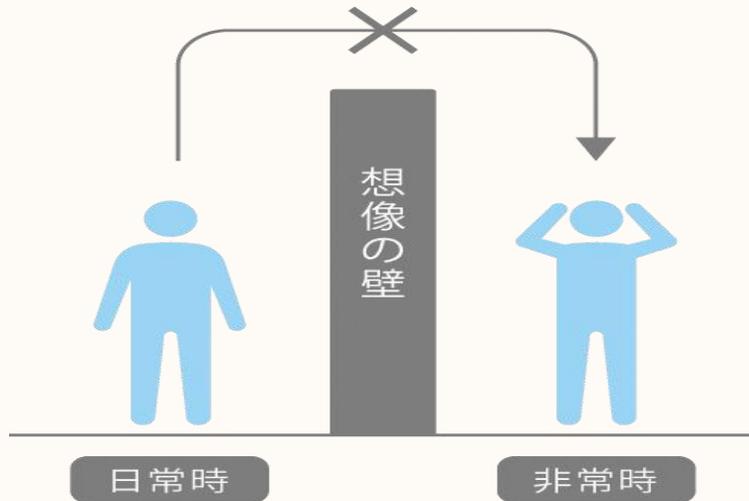
ということを感じてもらうことで、もしものときがイメージできるようになるとともに、早めの避難の必要性を普段から意識付ける。

鳴門市×防災×フェーズフリー

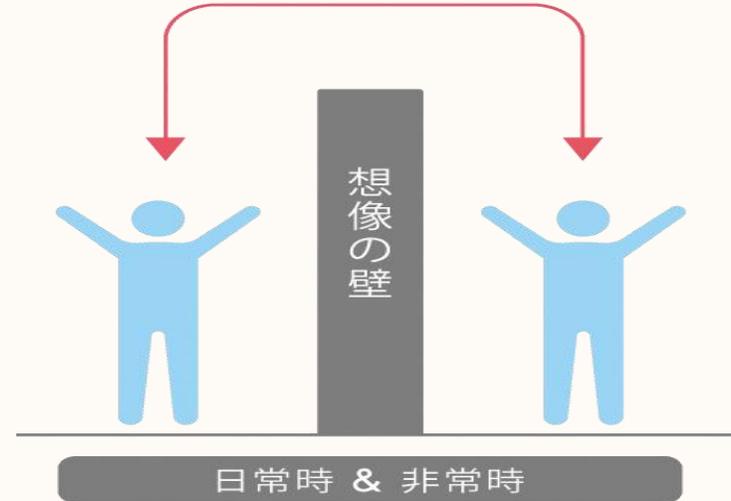
フェーズフリーとは

「日常時」と「非常時」という
2つのフェーズからフリーになってみる

非常時をイメージできないから
いざという時に守れない



非常時をイメージできなくても
フェーズフリーで守られる



FASE FREE CONCEPT&GUIDE BOOK for Schoolより

鳴門市 × 防災 × フェーズフリー

鳴門市幼稚園・小中学校の防災教育の取り組み方

家庭・地域・自主防災会との連携等に重点を置く実践

- ・これまでの防災教育を基板上に
- ・家庭・地域・自主防災会との連携
学校 ↔ 自主防災会・地域

フェーズフリー

- 日常の取組が、非常時にも役立つ
- 授業に
 - 休み時間に
 - 給食時に
 - 意識として

主体的な姿勢で防災と向き合い、家庭や地域とともに自分の命を自分で守る子どもの育成

本日の発表内容

家庭や地域との連携等に重点を置いた

フェーズフリー

- I 令和2年度
学校安全総合支援事業の取組から
 - 1 拠点校鳴門市第二中学校の実践
 - 2 鳴門市教育委員会の取組
- II 令和3年度 鳴門市教育委員会の取組



I 令和2年度学校安全総合支援事業

1 鳴門市第二中学校の取組

防災学習 「助けられる人」から「助ける人」へ ～避難所運営訓練を通じた実践より～



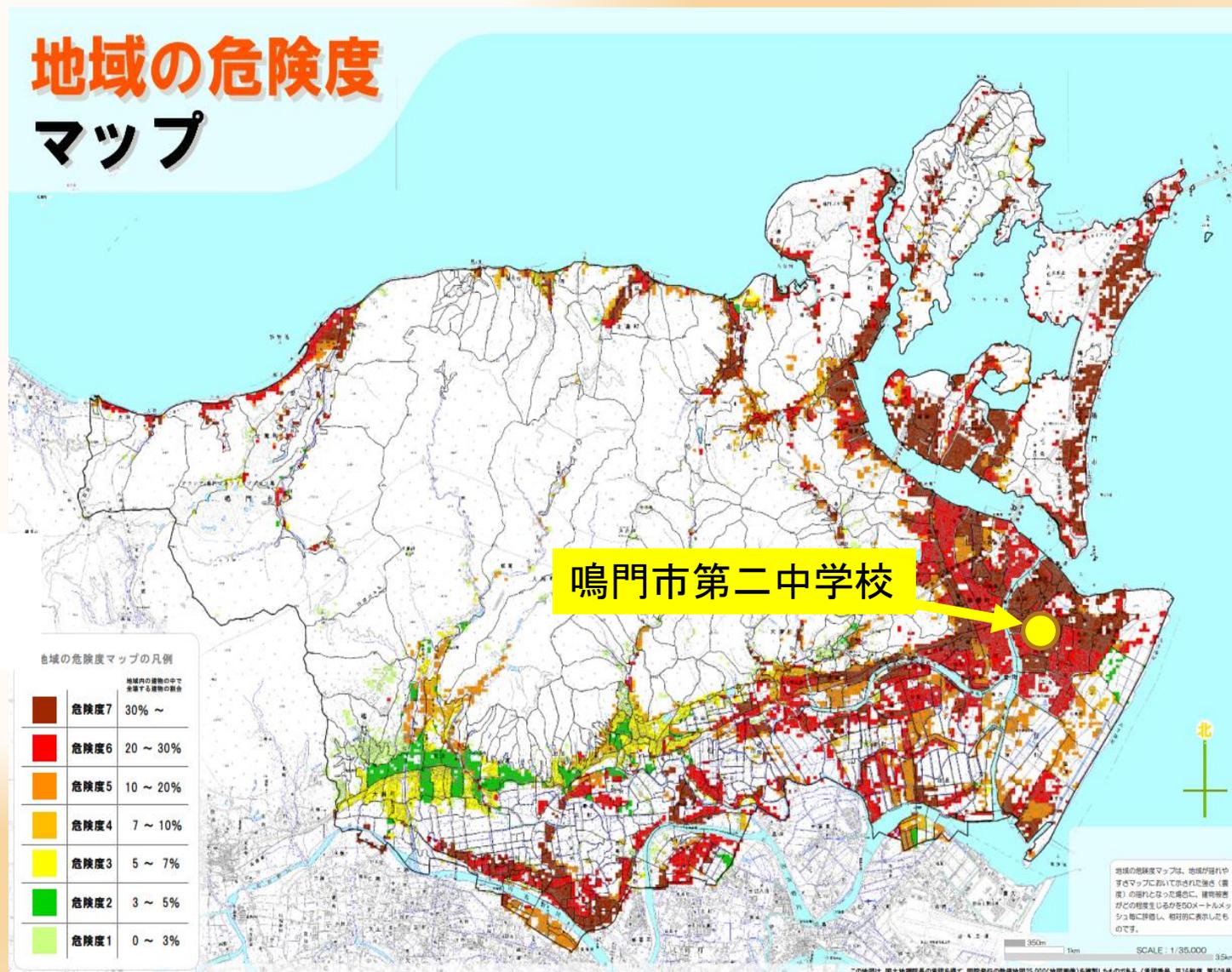
1 鳴門市第二中学校の概要 (令和2年度)

中学校は生徒数218名、
教員数19名の中規模校

○鳴門市第二中敷地内(想定)
津波浸水深3.0m-5.0m

○鳴門市第二中学校は土砂
災害警戒区域(急傾斜地)に指定

地域の危険度 マップ



鳴門市第二中学校または校区の現状

地域内の学校 小学校2校(林崎小・里浦小)
 幼稚園2園(精華幼・里浦幼)
 高等学校1校(鳴門高校)

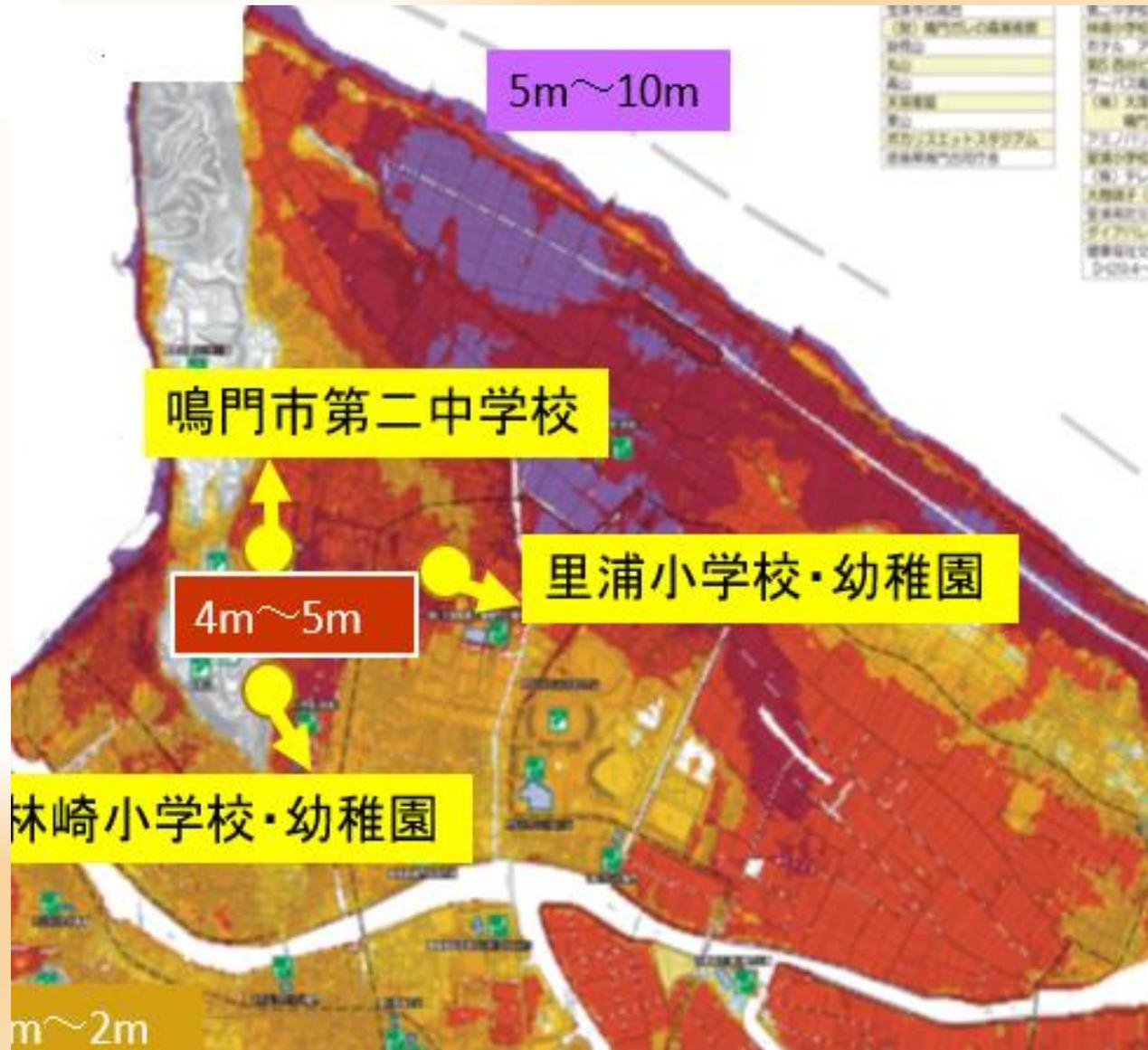
南海トラフ地震想定

震度 : 震度6強～震度7

鳴門市第二中校区内(想定)
津波浸水深0.3m-10.0m

課題

- ・自主防災会と学校との連携
- ・自主防災会の方々の固定化と高齢化
- ・地域防止力の強化と、防災の担い手となる人材育成



2 事業の目標

- ・地元における自然災害のリスクと正しい知識を知り、災害が発生した際には**生徒自身が主体的に適切な避難方法**がとれるようにする。
- ・生徒自身が、**自発的に**要配慮者等の避難の手助けに取り組み、被災後の避難所運営に**協力し**、災害ボランティアに取り組む意欲や態度の育成を図り、**防災の担い手としての実践力**の向上を図る。
- ・**「防災クラブ」の活用**を図り、地域を拠点とした自主的な防災活動をすすめる体制づくりを推進する。
- ・モデル地域内の学校に、学校安全の中核となる教員を配置し、その教員を核として拠点校の取組をモデル地域、さらには**鳴門市内での共有**を図り、各学校の実態に合わせ、**市内全域の学校安全の取組**を推進する。

3 実践の概要

6/18 オリエンテーション

7/2・3 アンケート調査(全学年)

7/10 地域防災マップによる避難経路確認
防災器具点検

7/30 学校防災アドバイザーによる講演

9/4 二中文化祭 防災展示 防災クイズ

9/11 二中が避難所になったら? ~「避難
所レイアウト・二中編」を考えよう~

9/18 避難訓練

10/23 テント・簡易トイレ設営訓練

10/30 防災受付ゲーム実施(11/2)

11/5 簡易段ボールベッド組み立て講習

11/13 避難所運営訓練

11/19 県立防災育成センター研修

12/25 中高防災クラブ交流イベント(オンライン)

1月 防災だより 市内小中学校全員配布
避難訓練
小中合同防災学習(林崎小・里浦小)

3月 避難訓練

鳴門市第二中の実践の概要とその目標



目標：防災の担い手としての実践力の育成
～助けられる人から助ける人へ～

県立防災育成センター研修

防災だより 市内小中学校全員配布



避難訓練

生徒自身が主体的に適切な避難方法

「防災クラブ」の活用

中高防災クラブ交流イベント(オンライン)



地域防災マップによる避難経路確認

自発的に被災後の避難所運営に協力

避難所運営訓練

防災受付ゲーム実施

テント・簡易トイレ設営訓練

簡易段ボールベッド組み立て講習

学校防災アドバイザーによる講演・研修



4 取組の具体的内容紹介

避難経路確認



自宅から避難場所までの経路や時間，危険箇所などをシールを使ってマーキング

防災器具点検

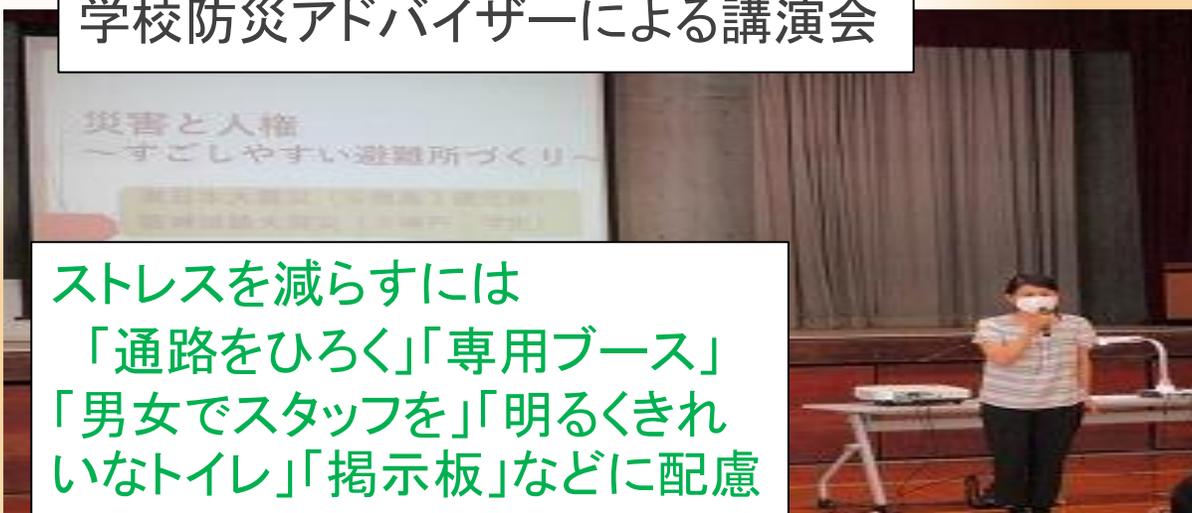


(3) 9月

避難訓練



学校防災アドバイザーによる講演会



ストレスを減らすには
「通路をひろく」「専用ブース」
「男女でスタッフを」「明るくきれいなトイレ」「掲示板」などに配慮

10月・11月避難所運営訓練の準備

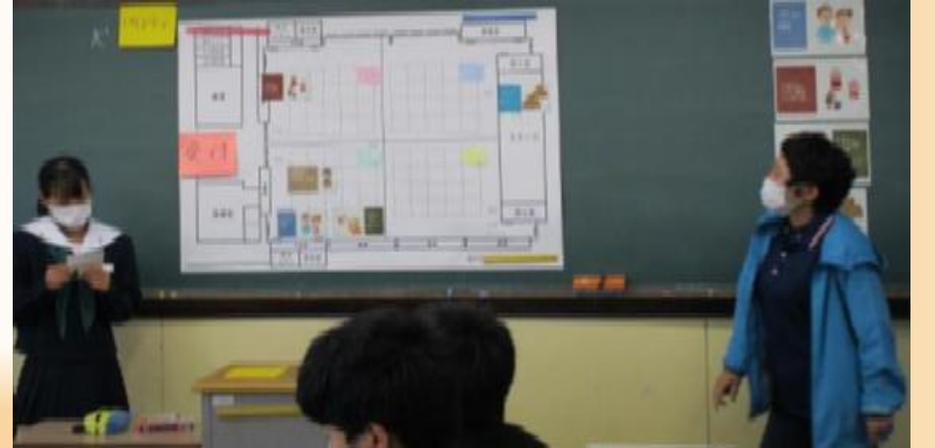
テント設営や簡易トイレ・パーテーション組み立て



段ボールベッドの組み立て



防災受付ゲーム実施



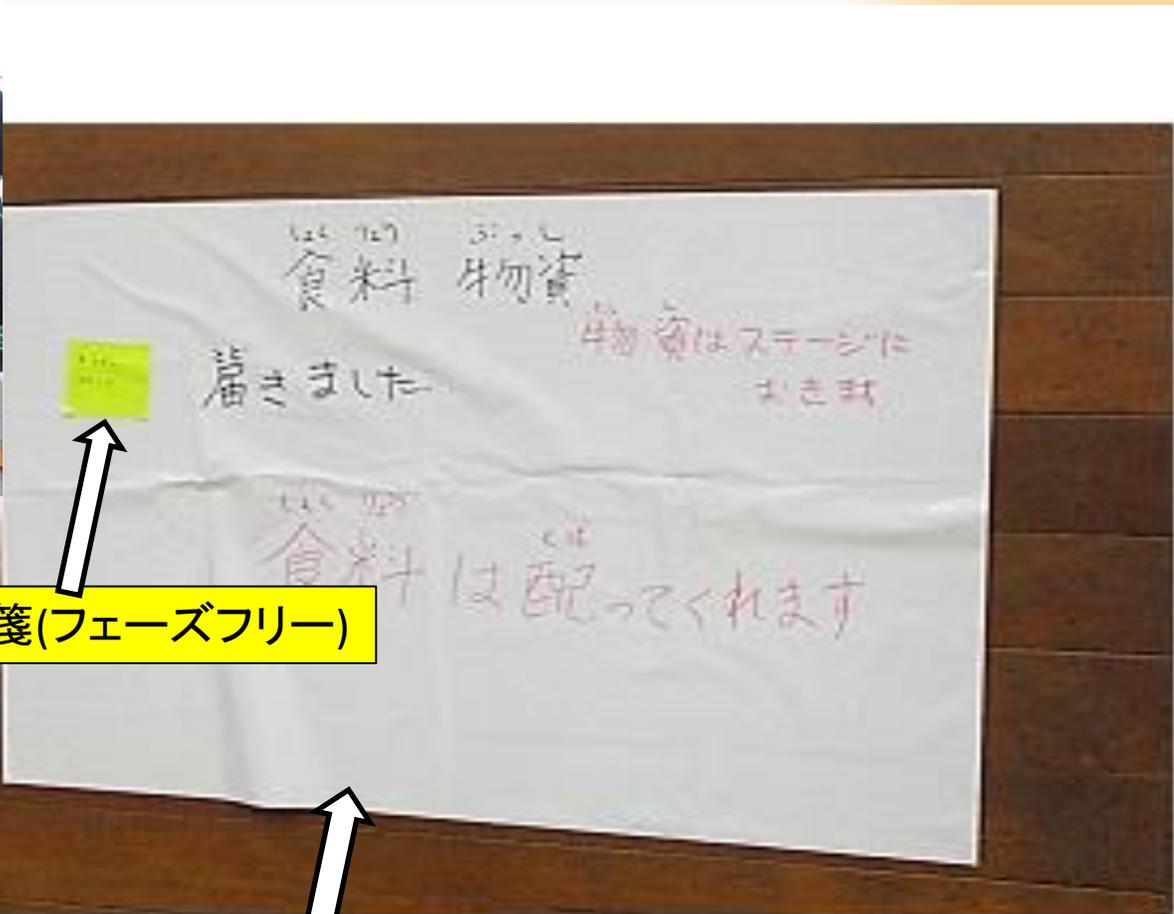
1 1 / 1 3 避難所運営訓練



11/13 避難所運営訓練



新型コロナウイルス感染症対策に対応した受付



水に強い付箋(フェーズフリー)

静電気でどこでも貼れるホワイトシート(フェーズフリー)

(8) 11/19 県立防災育成センター研修



長谷川主事のワークショップ

(9) 12/25 中高防災クラブ交流イベント(オンライン)



(10) その他 防災バックの製作



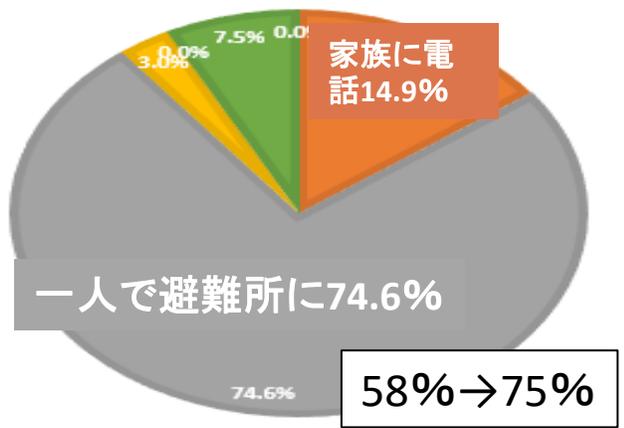
施設内体験ツアー



地震・津波についてのアンケート 鳴門市第二中学校(1年) 7月・1月実施

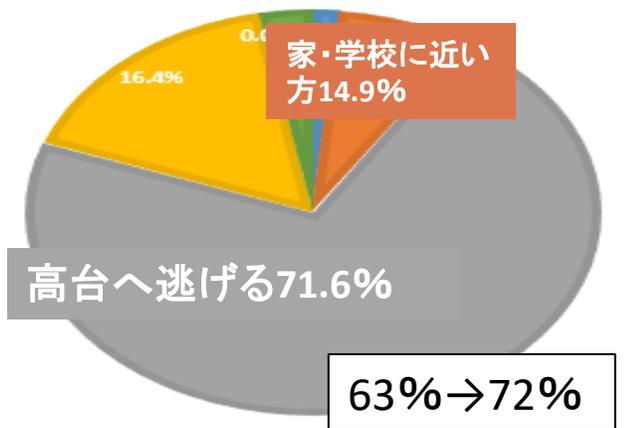
1:家で一人の時に大地震が起こったら

- 家で待つ
- 家族に電話
- 一人で避難所に
- 隣人に助けを
- わからない
- その他・無回答



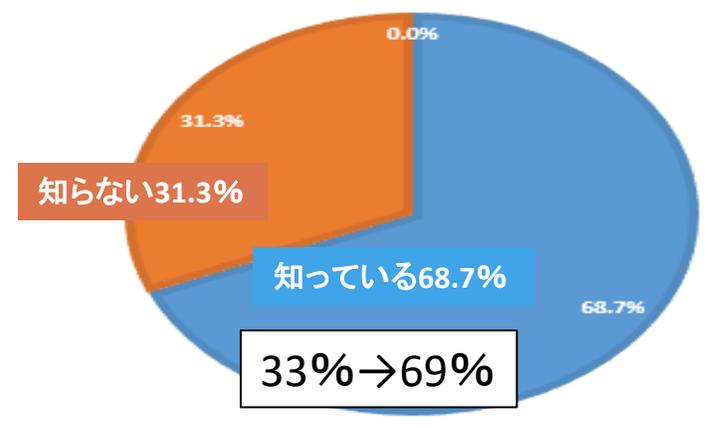
2:学校の帰り道で大地震が起こったら

- 急いで家に
- 家・学校の近い方
- 高台に逃げる
- 広い所に逃げる
- わからない
- その他・無回答



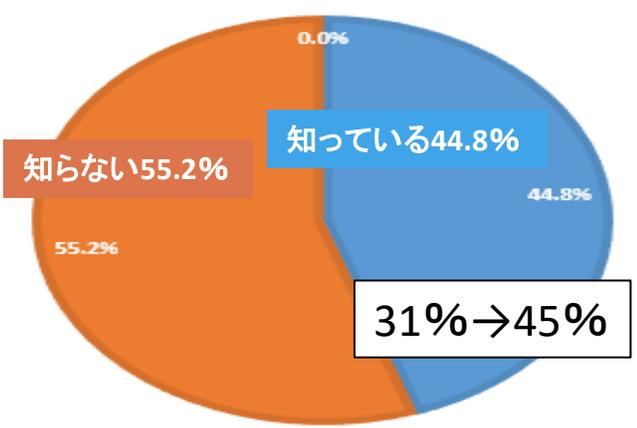
3:学校の津波想定について

- 知っている
- 知らない
- 無回答



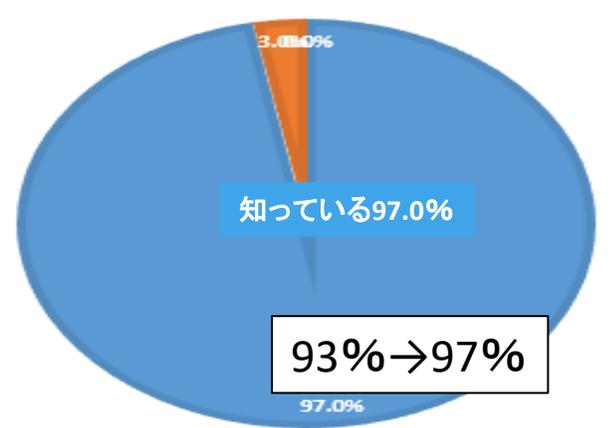
4:家の場所の津波想定について

- 知っている
- 知らない
- 無回答



5:家の近くの避難場所について

- 知っている
- 知らない
- 無回答



成果

- 学校が地域や自主防災会とともに活動
- 学校が地域の防災教育の拠点
- 「防災クラブ」の活動に1年生全員が参加
- 防災についての正しい知識が身につく
- 学校と関係機関との連携の強化
- 防災だよりやカレンダー等で地域に発信
- フェーズフリーの学校教育導入へのきっかけ

生徒が体験で得たもの

近い将来の防災の担い手

ナルニ 防災だより 鳴門市第二中学校

2021年1月1日発行

鳴門市第二中学校では、地震や津波などの災害に備えて、日頃から防災学習を行っています。毎年、小学校、川東地区・重南地区自主防災会や婦人会の方や大塚製薬工場の方、鳴門教育大学や徳島大学の先生方、鳴門市役所危機管理課の方等と協働し、地域ぐるみで取り組んでいます。本年度は、「助けられる人から助ける人へ」を合い言葉に、中学1年生が避難所運営について体験学習をしました。

防災オリエンテーション ～新聞タワーをつくらう～
令和2年6月19日

防災学習で、南海トラフ巨大地震が起きたとき、横からは助けられる人から助ける人になりたいと思います。災害が起きたとき、必要な力は3つです。1つは、思考力です。新聞タワーでどうすれば高くなるか、どうすれば安定した土台になるか、を考えました。2つめは、自分で考えて行動する力です。行動し、実践しないと何も始まらないからです。3つめは、みんなと協力することです。みんなと協力しないと高くできない、みんな困ります。災害が起きてもみんなで助け合って生きることが第一だと考えました。

避難所運営プロジェクト 「テント設置しよう」
令和2年10月23日

テントを建てるときは、チームワークが大切ということ学びました。チームで作業をしている自分一人ではできないこともできました。また、「こっちは僕だ」「これ押さえとって」など声かけが協力をすることや作業の効率もよくなくなりました。他に、テントには、いろんな種類があることやつなげて大きな部屋(スペース)をつくることも可能になることも知りました。これを本場に災害が起きたときに、どう生かすことができるかを考えることが僕の次の課題だと思いました。

避難所運営プロジェクト 「備品・段ボールベットを組み立てよう」
令和2年11月5日

避難所の備品段ボールベットの組み立てやパーテーションを設置する練習をしました。この日は、王子コンテナ株式会社の方と川東地区自主防災会の方に指導いただきながら、組み立てや配置を行いました。避難所であっても、プライバシーが守られ、夜やを休ませることのできる空間をつくることの重要性を感じました。

災害と人権 ～過ごしやすい避難所づくり～
令和2年7月30日

鳴門教育大学の谷村千絵先生より「災害と人権～過ごしやすい避難所づくり～」についてご講演いただきました。谷村先生の言葉で印象に残ったのは、「がまんしないこと」です。僕の避難所のイメージは、ストレスがたまってもがまんし、他の人に気をつかわないことだと思っていました。しかし、谷村先生は、「避難所に居るとそれだけでストレスがたまると、それ以上がまんせずに、みんなで助け合おうとおっしゃいました。そして、そういうことを「避難所の全員が心がける」という意識の場所になる」とおっしゃいました。だから、やんばりせずに、自分から関わっていくことの大切さを知りました。

避難所運営プロジェクト 「避難所運営体験1」
令和2年11月13日

私が避難所運営体験で学んだことは、「事前にしっかり計画しておくこと」と「仲間全員で協力すること」の2つです。1つについては、地震や津波などの災害が起きたときに何も準備や計画ができていないと、余裕がなくて周りが見れなくなります。なので、冷静にお手伝いなどができるように日頃から避難所運営の計画をしておくことは大切だと思いました。2つについては、避難所で全く考えていなかった要望が来ることもあると思います。自分ではどうしたいのかわからないことも、声を掛け合い、話し合うことでよい方法を見つけることができました。また、避難してきた人にも声をかけることができ、よかったです。実際に災害があったときは、この経験を生かしたいと思います。

お問い合わせ先 鳴門市第二中学校 TEL:088-685-7911

市内各家庭に配布した「防災だより」



「地域の拠点としての自主的な防災活動を進める体制づくり ~地域の防災について学び、地域防災の担い手に~」



2021(令和3年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

市内各家庭に配布した「防災カレンダー」

課題

- 地域の実情から、各関係機関との連携の継続が必要
- 「主体的な活動」を学校の防災教育の柱として位置づけ
- 学校が地域防災の拠点としてさらなる発展
(全体をコーディネートできるよう発展)
- イベントだけではなく、日常から防災に触れる取組
→ フェーズフリーの概念を取り入れた教育が必要

I 令和2年度学校安全総合支援事業

2 鳴門市教育委員会の取組



令和2年度の取組重点項目

(1)防災教育の充実

- ①自分で考え、率先避難できる子どもの育成
- ②家庭において防災や災害避難についての話し合いの必要性
- ③地域の実態に即した教材の作成
- ④フェーズフリーの学校教育への導入

(2) 自主防災会と連携した避難所運営支援計画についての協議と教職員間の共通理解

(3) 自主防災会・地域と連携した避難訓練の実施

鳴門市教育委員会としての防災教育の取り組み方

家庭・地域・自主防災会との連携等に重点を置く実践

- マニュアルの作成・徹底
 - 家庭・地域・自主防災会との連携
- 学校⇄自主防災会

フェーズフリーの学校教育への導入

- 授業に
- 休み時間に
- 給食時に
- 意識として

防災へ両面からのアプローチ

(2) 「自主防災会と連携した避難所運営支援計画についての協議と教職員間の共通理解」の取組

(3) 自主防災会・地域と連携した避難訓練の実施



鳴門市学校防災推進会議第1回実務者部会
(R2.7月13日)



鳴門市学校防災推進会議第2回実務者部会
(中学校区ごとに開催 R2.8月19日～9月25日)



地域や自主防災会と連携した避難訓練

(1)防災教育の充実の取組 ④

フェーズフリーの学校教育への導入

「フェーズフリー」の学校教育への導入までの主な流れ

平成30年5月 ○第12回鳴門市学校防災推進会議(市内全幼・小・中の園校長が参加)でフェーズフリーの説明を行う(危機管理課)。

令和2年1月 ○学校防災推進会議第3回実務者部会「フェーズフリー」の具体的導入について研修(実務担当者に実践報告を依頼)

令和2年1月末 ○第15回鳴門市防災推進会議で、「フェーズフリー」の学校教育導入への理解と協力を求める。また「鳴門市学校防災推進計画」を改訂し、計画に位置づける。

令和2年12月 学校防災推進会議 第3回実務者部会



講師 文部科学省安全教育調査官 森本晋也先生「震災を生き抜いた子どもたちに学ぶ、フェーズフリーの学校教育への導入について」

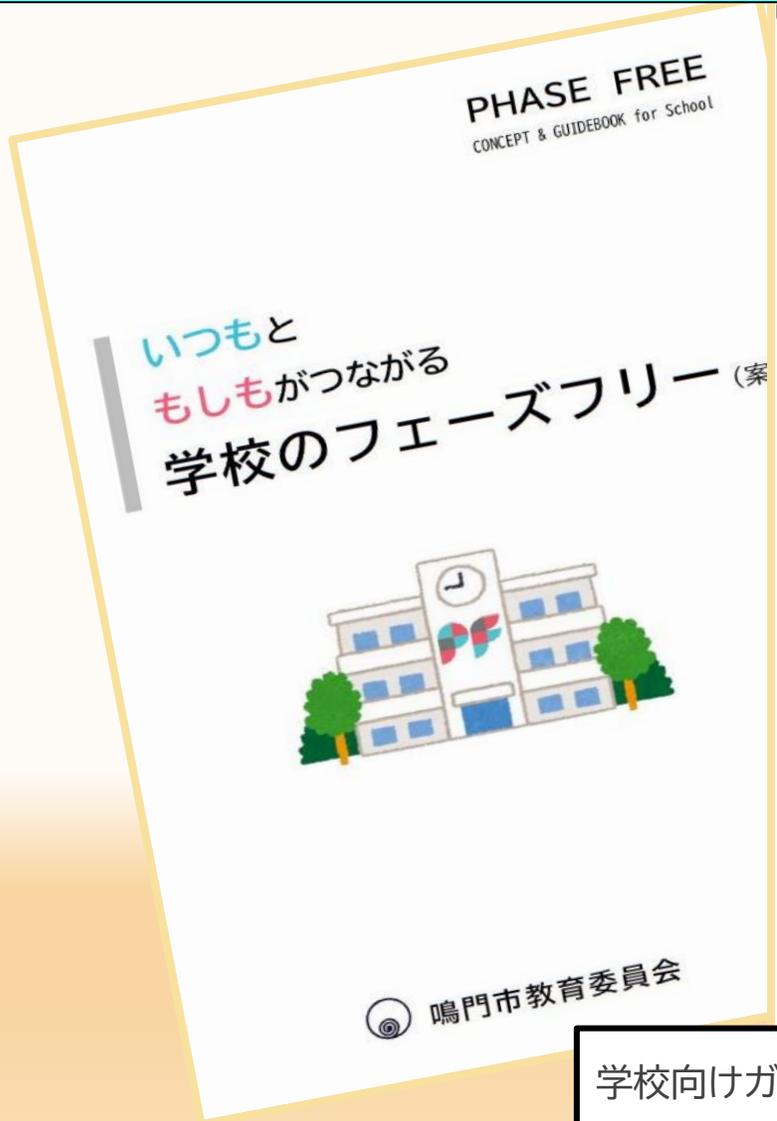
令和2年度

○令和2年度内に、市内全幼稚園・小中学校へ訪問し、全教職員を対象としたフェーズフリー研修を実施。

令和3年度 学校安全総合支援事業

全国成果発表会(鳴門市教育委員会)

フェーズフリーの学校教育への導入



学校×フェーズフリー

体育・保健のフェーズフリー

体力を高める運動 (02)

○様々な運動を通して体力づくりに取り組むとともに、日頃から自分の体力を知る。

○体幹やバランス感覚を養い、俊敏性を向上させる。

■避難行動に必要な運動能力を培う。

行進・集合・整列・集団行動 (02)

○集合・整列等の基本動作を素早く・静かに行うことを意識し身につける。

■発災時や緊急時に教師の注意や指示が通やすくなり、パニックにならず、より安全に避難行動をとることもつながる。

ボールゲーム バドミントン 等 (02)

○ルールを守り、チームで協力するなどしながら、五感を使って状況判断しプレーする。

■危険を察知し回避行動をとることが発災時に求められることに関連付けて指導を行うことで、災害時の危険回避行動につながる。

持久走 [薬間 (休み時間) マラソン] (0)

※実施「通学」「時刻と時間」等

○走力・持久力の向上を図る。

■学校から近隣の避難場所までの到達までの時間等を目標に設定し、長距離走の必然性と意欲を喚起する。

■避難に必要な体力や距離を養う。

心の発達 (保健) (02~05)

○思春期などの心の働きや成長についての理解を深める。

■自分の心の働きについて自覚する。

■被災時や避難所生活等での心情を想像することを通して、心の不安定さへの理解を深め、対応方法を知る。

けがの手当 (保健)

○けがの手当の必要性や応急処置の方法について、多しいけがの種類等について学ぶ。

○けがの種類別の手当の方法を知る。

■その場に治療薬や包帯などが十分でない時でも応急処置ができる。



つながるフェーズフリー

第1回フェーズフリーアワード 事業部門 ゴールド賞 受賞

毎年のように大きな災害を...
 として災害は、やはり「特別」なことであり、日常的に発災時を想定した準備や行動をするということはほとんどありません。正常性バイアスの作用とともに、災害への備えが「特別」なことであるから、備える防災は難しいといわれるのです。

ハザードマップを用いた授業のように、防災に特化した教育は必要です。しかし、それだけでは、やはり防災は私たちの中で「特別」なことであり続け、結局備え続けることは難しく、結果として子どもたちを守れないことになってしまいます。

私たちにとって必要なことは、防災を「特別」なこととしない考え方なので、フェーズフリーはそのような考えのもとに生まれました。

フェーズフリーの最大の魅力は、非常時のみ役立つ「特別」なものではないということです。教員がフェーズフリーを理解し、毎日の教育活動に防災のエッセンスを取り入れることで、教科の授業や活動をより子どもの生活に即したものとし、同時に災害に対応する力や必要となる判断力等を身につけるための積み重ねができるのです。

今では日常的に使われる「エコ」や「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」も、昔前には聞き慣れない言葉でした。しかし、現在ではすっかり市民権を得た言葉、概念となっています。この「フェーズフリー」も、数年後にはそのような言葉と同じように使われ、社会に浸透していることでしょう。

幼稚園入園から中学校卒業までの11年間を通して、防災を「特別」なこととしないフェーズフリーによる日々の取り組みを積み重ね、子どもたちの学力向上と生きぬく力、主体的に防災に対する姿勢を育成していきましょう。

学校向けガイドブック「いつもともしもがつながる 学校のフェーズフリー」

「いつもともしもがつながる 学校のフェーズフリー」より抜粋

フェーズフリーを学校教育へ取り入れる利点

フェーズフリーを学校教育に取り入れる利点

学力向上の視点

- 学習・活動内容を「わがこと」と感じ、量感や自らの感覚等を伴いながら、必要感をもって学習・活動することにつなげることができ、「主体的・対話的で深い学び」につなげる手法の一つとなります。
- 非常時の生活や命の視点などを学習に取り入れることで、教科教育を子どもにとってより身近なものとし、単元目標を達成させたり、より意欲的に学習に取り組ませたりすることができます。

災害対応力向上の視点

- フェーズフリーは「日常」の学校生活にも役に立つものであるため、続けることができます。
- 教員が、子どもたちの「健康状態」や「個別の学習習熟度」などを配慮して授業に生かすことは、ごく当たり前のことといえます。その要素の一つに非常時に役立つ要素を加えることで、日々の学校生活の中で子どもたちの防災についての意識を高めたり、役立つスキルを身につけさせたりすることができます。
- 普段の授業の中で、非常時に役立つ内容を織り込み、取り組むことが可能であるため、余分な授業時数を必要としません。
- 学校生活の全ての時間（授業・朝の会・掃除・給食・休み時間等）において取り入れることができ、衣・食・住等の生活全般にわたる、非常時に役立つスキルの習得へとつなげることができます。

学力 学習・活動により「必要感・具体性」
→より身近で主体的に

防災 日常に事前と防災についての意識
やスキルの向上

両面での効果

(例)算数・数学のフェーズフリー

学校×フェーズフリー

算数・数学のフェーズフリー

おなじかずずつ・わり算 <01>

- かけ算やわり算の素地をつくる。
- わり算の意味(等分除、包含除)と答えの求め方を理解する。
- 発展問題として避難所を想定し、家族で食べ物と同じ数ずつ分け合う計算を盛り込む。
- 問題をリアルに捉え、意欲的に課題に取り組むことができる。
- 平等に分ける公平さを学ぶ機会とする。

時刻と時間 <02>

- 時計の読み方や、時刻と時間の関係性を理解する。
- 津波到達や避難にかかる時間を考える。
- 時間経過を体感することなど、時間感覚とともに避難に際し切迫感を感じることができる。
- 時間の大きさに気付く。

単位量あたり <05>

- 単位量あたりの大きさの意味を理解し、単位量あたりによる数量の比較などをする。
- 「6畳の部屋に5人と、8畳の部屋に6人では、どちらが広いといえるか。」等を避難所に置きかえて考える。
- 教室にテーブル等でその広さを区切り体感することで、一人当たりの広さや畳一枚当たりの人数等を、計算だけでなく量感や自らの感覚等を伴って捉えることができる。

速さ <03, 04>

- 速さの概念や、速さの単位を理解し、速さの単位や速さの求め方などを理解する。
- 津波の速さや到達までの時間などを問題に盛り込む。津波は陸上を時速300km/hで進む。
- 自分の走る速さと津波の速さを比較することで、スピード感を意識し、速さを意識する学習に取り組むとともに必要性を感じる。

位置の表し方 <02, 03, 04>

- 地図等を用いて、2次元座標、3次元座標を使った位置の表し方を理解する。
- 実際の学校周辺の地図等を用いて、自分の家や周辺の施設などの位置を表す活動を行うことで、学習意欲の向上が期待できる。
- 避難施設などの位置関係や距離、高さなどを確認することができる。

重さ <04, 05>

- 重さの単位を理解すると共に、持ち運び動作と合わせて体感する。
- 重さの感覚を養いながら、生活に根ざした量感を得ることができる。
- 〇kgの防災バッグを作るなどの活動へと発展させることもできる。

「必要感・具体性」
→より身近で主体的に

津波の速さ 0m/s
避難場所までの距離 Δm
津波到達時間 $\square\text{分}$

津波の速さ・避難場所までの距離・津波到達時間を自然と身につける

Ⅱ 令和3年度 鳴門市教育委員会の取組



令和3年度の取組重点項目

(1)防災教育の充実

- ①自分で考え、率先避難できる子どもの育成
- ②家庭において防災や災害避難についての話し合いの必要性
- ③地域の実態に即した教材の作成・活用
- ④計画に基づいたフェーズフリーの実践・浸透

(2) 自主防災会と連携した避難所運営支援計画につ

いての協議と教職員間の共通理解

新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所運営計画(ゾーニングの見直し)

(3) 自主防災会・地域と連携した避難訓練の実施

鳴門市教育委員会としての防災教育の取り組み方

家庭・自主防災会との連携等に重点を置く実践

- マニュアルの見直し・徹底
- 家庭・地域・自主防災会との連携

学校⇄自主防災会

フェーズフリーの浸透

- 実践の積み重ね
- 情報共有

防災への両面からのアプローチ

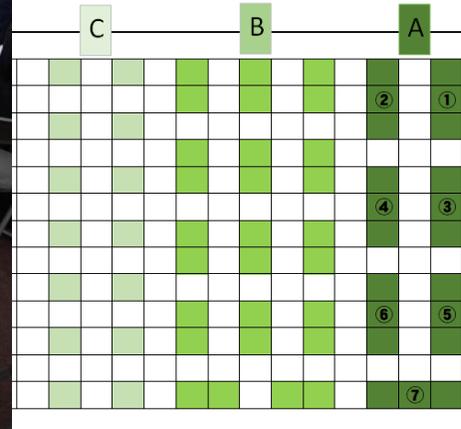
(2) 「自主防災会と連携した避難所運営支援計画の見直し」の取組

- ・ 避難所運営について(新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所ゾーニングの見直し、避難所開設時の運営方法、)
- ・ 自主防災会と協力した避難訓練実施方法の協議など



地域と協力した避難訓練

避難所区画割(案)



40m

- ※1人=1マス4m
- ※2人=2マス8m
- ※3人=2マス8m
- ※4人=3マス12m
- ※5人=3マス12m

<参考資料1>設置が必要なものG避難所運営支援計画内配置図に記載しておく(案) 令和3年6月

種	避難所において必要となる場所	設置上の効果等	備考
避難所	受付(待機待入リ口)	一帯確保に配慮する 受付を確保し、受付を統一しておくことも必要	受付台、受付用足、椅子等
	避難所運営本部	一帯確保に配慮する 受付を確保し、受付を統一しておくことも必要	ホワイトボード、椅子、テレビ、電源等必要
	避難所のルールを掲示する場所	避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	ホワイトボード、掲示板、ペン、用紙等必要
	看板類	看板を確保し、避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	看板、ペン、用紙等必要
社会教育	看板類と避難所の張り紙	看板を確保し、避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	看板、ペン、用紙等必要
	看板類	看板を確保し、避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	看板、ペン、用紙等必要
	大きな看板張り	看板を確保し、避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	看板、ペン、用紙等必要
テレビ設置場所(待機待入)	避難所委員に利用して、観てもらえることが前提	テレビ、電源等必要	

(3) 自主防災会・地域と連携した避難訓練



地域と協力した避難訓練

(1)「防災教育の充実」の取組 ④

フェーズフリーの学校教育への導入・実践

- 5月 「フェーズフリー・オンライン勉強会」の開催
- 6月 学校防災推進会議にて、毎月1日を「フェーズフリーの日」として位置づけ、各園・校でフェーズフリーに関する研修や教材研究を実施するように、依頼・決定
- 7月 第1回防災実務者部会 研修会 「学校防災・防災教育の現況と学校のフェーズフリー」
- 8月 各校のフェーズフリーに対する取り組みやアイデアを募集→市内で共有
- 9月 第1回フェーズフリーアワード ゴールド賞受賞
- 12月 第3回防災実務者部会 研修会 防災ワークショップ「未来日記」
各校のフェーズフリーに対する取り組みやアイデアを募集→市内で共有

令和3年度の取組重点項目に対応した取組

(1)「防災教育の充実」の取組 ④

●「フェーズフリー・オンライン勉強会」の開催 5月26日

講師 フェーズフリー協会代表理事 佐藤唯行氏

対象： 新しく防災担当になられた先生方・新しく鳴門市に赴任された先生

○フェーズフリーについての基本知識

●第1回防災実務者部会

講演 学校防災・防災教育の現況と学校のフェーズフリー

講師 鳴門教育大学准教授 谷村千絵氏

○防災教育の流れ

○フェーズフリーについて

・子どものフェーズフリー・教師のフェーズフリー



令和3年度の取組重点項目に対応した取組

(1) 「防災教育の充実」の取組 ④

●第3回防災実務者部会 □防災ワークショップ「未来日記」

12月7日実施 講師 フェーズフリー協会代表理事 佐藤唯行氏

目的:1・フェーズフリー教育の充実
(ガイドブックの内容やコンテンツの改善もふまえて)

2・学校のこれまでの防災教育の見直し、今後の見通し
を明確に持ちやすくすること

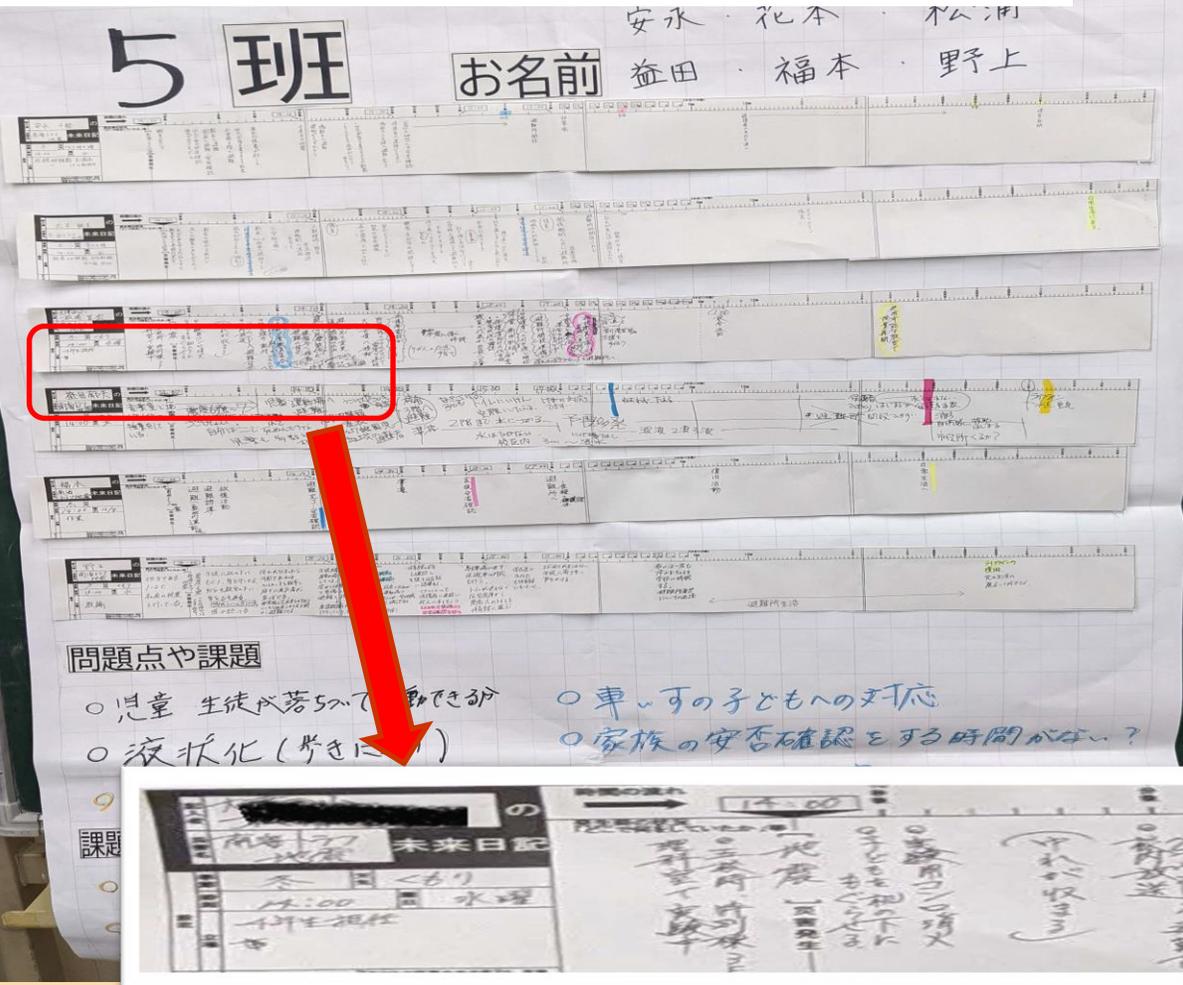
研修内容

- 地震・津波のイメージの共有(映像)
設定 12月8日、午後2時、震度7の巨大地震
- 各自で未来日記に記入
- 班内で、自分の未来日記の説明
- 班で、共感した点や課題の協議
- 班代表が報告



(1)「防災教育の充実」の取組 ④

ワークショップ「未来日記」



研修後の感想

災害が起きてからの行動をイメージした内容が班員それぞれまるで違い、本当に罹災したときにはおそらくほぼマニュアル通りにはいかないだろうという危機感を持ちました。だからこそ我々教職員は柔軟に対応する能力が求められるし、日常に防災の視点が根づくフェーズフリーの理念が生きてくると実感したひとときでした。(小学校教諭)

今回の未来日記を書くことで、今まで予測していなかった事まで自覚することができ、とても勉強になりました。また、校種や地域により課題も違い、画一的なマニュアルでは対応できないことがよく分かりました。来年度に向けて、危機管理マニュアルやアクションカードなどをしっかりと見直していこうと感じました。(中学校教諭)

(1) 「防災教育の充実」の取組 ④

令和3年度 鳴門市の各園・校におけるフェーズフリーの実践事例

子どものフェーズフリー

- ・生徒会専門委員会…屋外避難に必要な物を考える(中)
- ・家庭科で防災袋を作成(中)
- ・5年家庭科「整理整頓」…自分の身の回りの整理整頓をすることで学校・家庭での危険を察知(小)
- ・5年理科「台風と気象情報」…台風や警報について知る。子どもたちが天気予報を見る習慣を付ける(小)
- ・委員会…「計画ふれあい委員会」数目標にフェーズフリーの視点を入れて生活の向上を図っている(小)
- ・避難経路を散歩の際に歩いてみる(幼)
- ・ダンゴムシポーズに親しめ、ダンゴムシたいそうを遊びの中に取り入れる(幼)

教師のフェーズフリー

- ・毎年行う避難訓練の見る角度を変える(中)
- ・学校周辺の地理や建物を知る(中)
- ・常に教師はスマホを持っておく(中)
- ・上靴をはいているか、姿勢は正しいか、こまめに確認していく(小)
- ・掲示板…教室に掲示板を設置し予定や連絡を付箋にかき掲示。子どもはそれを見て行動。(小)
- ・出入り口にもものを置かない習慣(幼)
- ・日頃からポシエットを活用し、スマホ・緊急連絡票・消毒・ふえを持ち歩く(幼)
- ・日直の際に、園舎内外の巡視(幼)

これまでの取組の成果と課題

家庭や地域・自主防災会等に重点を置く取組とフェーズフリーを取組の両輪

家庭・地域・自主防災会との連携等に重点を置く実践

成果

- 自主防災会と、教職員が定期的に協議することで、学校と地域とのつながりができた。
- 家庭や地域で、防災について考える時間を増やすことができた。
- 担当者だけでなく、教職員が防災教育に主体的に取り組もうとする態度が増した。

課題

- 様々なパターンを想定した細かなマニュアル作りや避難訓練の実施
(登校時・在校時・下校時・休日・夜間・部活動など)
- 細部を想定したマニュアルや避難方法について、家庭や地域との情報共有や避難訓練の実施

フェーズフリー

成果

- 学校教育でフェーズフリーへの理解が進んだ。
- 教育課程にフェーズフリーの日を組み込むことで、学校現場の意識を高めることにつながった。

課題

- 学校教育で実践の積み重ね
- 教職員や子どもへの浸透

令和4年度に向けて

家庭や地域・自主防災会等に重点を置く取組とフェーズフリーを取組の両輪の発展

家庭・地域・自主防災会との連携等に重点を置く実践

- 様々なパターンを想定した避難訓練
(登校時・在校時・下校時・休日・夜間・部活動など)
- 家庭や地域をまきこむ防災教育・避難訓練の充実



- コミュニティ・スクールを活用し、防災教育の一層の充実を図る
(CS鳴門モデル)

フェーズフリーの浸透

- フェーズフリーの新しいアイデアの募集・共有・実践の積み重ね
- フェーズフリーガイドブックのコンテンツ見直し

日常から防災意識を自然に高める

防災へ両面からのアプローチ

ご静聴ありがとうございました。

- 児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組**の推進が必要
- 地域間・学校間・教職員間の差を解消**し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

都道府県等における教職員等への研修の実施

安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室講習会

- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 登下校の安全確保のポイント
- 不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策
- 性犯罪を含む犯罪被害に遭わないための防犯指導 等



防災教室講習会

- 災害時の危険予測・回避能力等を育むための指導
- 自然災害発生時の適切な判断と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



交通安全教室講習会

- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 交通安全教室での効果的な指導方法
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法 等



◎ 教職員のための学校安全e-ラーニングの活用

教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型(シミュレーター)を用いた実技講習 等



小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の新1年生全員に配布

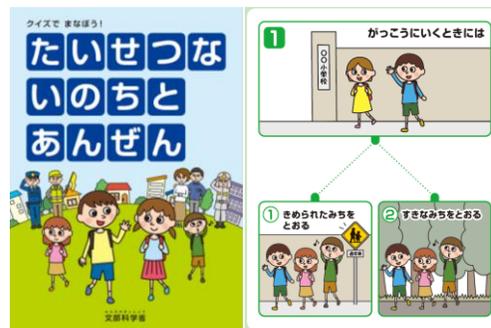
教職員等の
安全教育に
おける**指導
力の向上**

教職員等の
**安全対応
能力の向上**

児童生徒等が
**安全に関する
資質・能力**
を身に付ける

児童生徒等の
障害や重度の
負傷を伴う
事故の減少

児童生徒等の
**死亡事故の
発生件数
の減少**



学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

【補助事業(補助率:国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担)、実施主体:都道府県及び市町村、平成17年度事業開始】

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材(警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等)に対する育成講習会の実施

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実

スクールガード・リーダー育成講習会、スクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



スクールガード(ボランティア)の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施
- 活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援
- 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】

学校安全に関する課題

- ・学校安全に関し、地域間・学校間・教職員間の取組の差があるとともに、継続性が確保されていない現状がある。
- ・学校における働き方改革を受け、学校と地域の適切な役割分担を促進し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した、学校安全推進体制の構築を図る必要がある。
- ・社会的環境の変化に伴う犯罪被害の多様化や気象災害の激甚化など、防犯・防災について一層の対応の必要性がある。
- ・令和3年度中に策定予定の「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、上記の課題への対応を含め、全国的な学校安全の取組の質の向上が必要である。

「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた議論を踏まえた取組の推進（R4年度～R8年度）

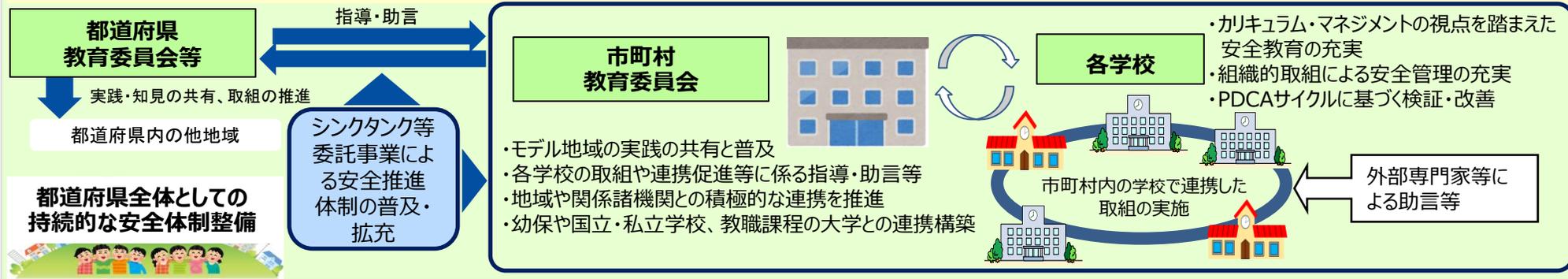
安全教育の充実	国立・私立学校の連携の強化	専門的知見の活用	先端技術を活用した設備・備品の充実	中核教員の資質の向上	学校間連携の促進	幼稚園、保育所等との連携の充実	地域と連携した安全教育の展開	教職課程の学生の活用
教科等横断的な視点での学校安全計画策定、新たな安全教育の手法開発	国立・私立各学校を含めた学校安全について協議する推進委員会・実践委員会の実施	学校安全に関する有識者（学識経験者等）との連携を図り、専門的知見の活用の推進	オンラインシステムの整備や、緊急地震速報受信機、校地内の防犯カメラ、通学路安全見守りシステム等を活用した安全教育・安全管理の促進	中核教員の先進地視察や研修会への積極的な参加	災害発生時の異校種を含む学校間相互支援体制の構築	幼保の段階から小・中・高とシームレスな安全教育を展開	コミュニティスクールや地域学校協働活動等の学校と地域との連携・協働体制の仕組みの活用	教職課程の大学と連携し、教員志望の学生を積極的に活用

※上記の他、安全推進計画の議論を踏まえた取組を推進

「学校安全推進体制の構築」

地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール（SPS）※等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。

※学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校



学校安全の推進に関する調査研究

- ・学校管理下における事故防止に関する調査研究
 - ・安全教育の質的向上に向けた参考資料の作成
- 通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討
 実践的な防災教育や避難訓練を実施する際に活用できる「防災教育の手引き」等の開発

第3次学校安全の推進に関する計画 の策定について（答申案）

令和4年●月●日
中央教育審議会

目次

はじめに	1
I 総論	2
1. これまでの取組と課題	2
2. 施策の基本的な方向性	3
II 学校安全を推進するための方策	4
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	4
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	
(4) 学校における人的体制の整備	
(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	
(6) 教員養成における学校安全の学修の充実	
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	8
(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	
3. 学校における安全に関する教育の充実	11
(1) 安全教育に係る時間の確保	
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	
(3) 学校における教育手法の改善	
(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	
(5) 現代的課題への対応	
4. 学校における安全管理の取組の充実	16
(1) 学校における安全点検	
(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	
19	
(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	
(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	
(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進	
(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事故・事件、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められる。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要である。

言うまでもなく安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある。

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心安全な学校づくり、社会づくりを推進するべきである。

I 総論

学校安全の活動は、「生活安全¹」、「交通安全²」、「災害安全³」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを旨とする「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを旨とする「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

1. これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

平成20年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法⁴が成立し、国は、平成24年度からの5年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」（以下、「第1次計画」という。）、平成29年度からの5年間を計画期間とする「第2次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第1次計画の計画期間（平成24年度から平成28年度）中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、自然災害による被害を防ぐために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された。また、教育活動中の事故防止や不審者侵入等に対応した危機管理マニュアル及び防犯設備の整備と訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進された。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められた。

第2次計画の計画期間中（平成29年度から令和3年度）には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら、学校安全を推進することとした。安全教育では、学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント⁵の確立を

¹ 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。

² 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。

³ 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

⁴ 昭和三十二年法律第五十六号

⁵ 新学習指導要領においては、各学校において児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めるものとしている。

通して、系統的・体系的で実践的な安全教育を推進することとされた。また、安全管理においては、定期的な学校施設・設備の安全点検、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実を図った。さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働が一層推進された。

（２）第３次学校安全の推進に関する計画策定に向けた課題

一方、令和４年度からの５年間を計画期間とする「第３次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第３次計画」という。）の策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分なため十分に進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組まなければならない。

また、児童生徒等の通学時に発生する事故・事件など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生している。過去の悲しい事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さないためにも、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められる。教育行政の関係者はもちろんのこと、児童生徒等が被害を受ける事件事故・災害を減らすための地域による努力が必要であり、国、地方公共団体、学校設置者のみならず、警察・消防、気象台等の関係機関、PTA・自治会、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進めていかなければならない。

これまで行われてきた安全教育、安全管理、組織活動の取組により、学校の教職員が事件・事故の発生に備えた訓練や研修の成果を活かし、児童生徒等に対する被害を未然に防ぐ行動をとれたケースも存在する。全国的に学校安全の取組の質の向上を図る重要性・必要性は今後も変わることはなく、引き続き、国は、地方公共団体や学校設置者と連携・協力の下、各学校が学校安全に取り組みやすくなるよう支援していくことが必要である。

２．施策の基本的な方向性

これまでの取組や課題を踏まえ、第３次計画期間において取り組むべき施策の基本

的な方向性は以下のとおりとする。

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

（目指す姿）

基本的な方向性に基づき、Ⅱに掲げる施策を実施することにより、第3次計画の計画期間において目指す姿は以下のとおりとする。

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

<主要指標>

- ・学校管理下での重大事故件数
- ・学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るものとする。

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（1）学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環

境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

国は、学校設置者等との連携を図り、各学校における取組の状況を把握するとともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。

<主要指標>

- ・学校安全を学校経営に位置付けている学校数
- ・学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）
- ・学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数

(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

全ての学校において、学校安全計画⁶を策定し、これを実施しなければならないとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている⁷。

第1次計画及び第2次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（PDC A）サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第3次計画期間においては、セーフティプロモーションスクール⁸の考え方も参考とし、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDC Aサイクルの確立を目指す。国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDC Aサイクルを確立することができるよう、好事例⁹等を収集・発信する。

⁶ 学校保健安全法第27条

⁷ 学校保健安全法施行規則第22条～第24条

⁸ 学校安全に関する指標（組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。

⁹ 例えば、学校内でのケガの発生状況のデータから、発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などを分析し、予防のための目標や計画を立て、保護者等も参加する安全点検や児童生徒等の主体的な安全教育等を実践し、明確な根拠に基づいた評価を行い、取組体制や学校安全計画の見直しを図る事例などが考えられる。

<主要指標>

- ・学校安全計画の策定状況
- ・各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
- ・学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校数

(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒等や教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめとして様々な危機事象が起こり得ることを想定して作成される必要がある。また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

<主要指標>

- ・危機管理マニュアルの策定状況
- ・各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
- ・災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山等）及び学校の立地（浸水想定区域¹⁰・土砂災害警戒区域¹¹等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
- ・危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況
- ・事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況

(4) 学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌

¹⁰ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（水防法第14条第1項関係）

¹¹ 土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項関係）

において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となった教職員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組や、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。こうした取組も参考として、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を全国的に高める必要がある。

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。また、学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

<主要指標>

- ・校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）が位置付けられている学校の割合
- ・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制

（５）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。児童生徒等の安全の確保のため、校長の役割は大きく、全国的な学校安全の質の向上に向けては、前述の学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。その際、国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を適時更新する。

学校においては、教職員支援機構の校内研修向け動画教材、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

<主要指標>

- ・校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制
- ・危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況

(6) 教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス¹²や権威勾配¹³などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)¹⁴を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

<主要指標>

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなど心理的側面のリスク要因の取扱い等）

¹² 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

¹³ 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月）」より）

¹⁴ 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

（1）家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動¹⁵などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実が図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効率的で継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

<主要指標>

- ・地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数
- ・学校安全に関するPTAの参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）

¹⁵ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

(2) 関係機関との連携による安全対策の推進

①通学時の安全対策の推進

通学時（通園時を含む）の安全¹⁶は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進については、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定や、それに基づく取組を継続して行うための関係者による体制の構築を推進している。

通学中の児童生徒等が重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、令和3年に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、国は、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に応じた効果的な対策を実施し、児童生徒等の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備と対策状況のフォローアップを関係省庁が連携し推進する。

また、通学路に隣接する家屋等の倒壊の危険性への対処など、道路管理者や管轄警察署と連携した対策では解決することが困難な通学路の危険箇所が存在していること等から、国は、各地域の通学路の安全に係る取組、交通安全の確保に関する推進体制や通学路交通安全プログラムの状況等について実態を把握し、効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進する。

これらの取組とともに、発達段階に応じて、児童生徒等が通学中の様々な状況に対応する力を身に付けることも重要である。特に、自転車利用時において児童生徒等が事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取り組むことが必要である。国は、児童生徒等が通学時においても自転車を安全に利用することや、自ら危険を予測し、回避できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育の手法の普及を図る。

防犯の観点からの通学時の子供の安全確保については、国は、登下校防犯プラン¹⁷に掲げる各施策を引き続き実施する¹⁸。

<主要指標>

- ・市町村通学路交通安全プログラムの策定状況
- ・各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況

¹⁷ 「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）

¹⁸ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)においては、令和5年度のできる限り早い時期に「こども家庭庁」を創設し、同庁において内閣官房からの移管を受け、登下校の安全や犯罪からこどもを守る取組を進めることとされている。

②防犯対策における取組

近年増加傾向にあるSNSに起因する児童生徒等への被害への対策として、国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」に基づき、関係省庁が協力しながら、平成29年法改正を踏まえたフィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進する¹⁹。また、痴漢等の性被害対策については、国は、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発活動等を実施することにより、性暴力の予防啓発や周りからの声掛けの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図るなど、被害の根絶に向けた取組を促進する。

③災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営²⁰を図るためには、避難所の運営主体となる市町村の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。

特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保や、熱中症対策等を行うため、体育館だけでなく特別教室や普通教室の利用についても協議し、共通認識を構築することが望ましい。

市町村の防災部局は、市町村立学校とは運営主体の異なる国立・私立学校や都道府県立学校との連携が図られるよう留意する。

また、特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。

国は、学校における取組状況を把握した上で、関係省庁が連携し、災害発生時の避難所の円滑な開設・運営が行われるよう必要な対策を行う。

<主要指標>

- ・地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校

¹⁹ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)においては、こども家庭庁が内閣府からの移管を受け、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を担うこととされている。

²⁰ 大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものである。(平成29年1月20日文科科学省初等中等教育局長通知)

の割合

3. 学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力²¹を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進するべきである。

(1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いっどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。

安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第1次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

<主要指標>

- ・学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況

²¹「学校安全資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」27頁参照。具体的には、①様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)、②自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること(思考力・判断力・表現力等)、③安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること(学びに向かう力・人間性等)。

(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

(防災教育の重要性・必要性)

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図る²²こととされる中、防災教育についても、地域の防災士やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震等を伴うことを訓練で再現しているか、高確率で停電が発生することを想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの渦中など校庭に集合することが合理的ではない場合を想定して訓練を行っているかなど、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるようにするため、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として避難訓練を位置付け、訓練を通して児童

²² よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図ること。

生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る課題解決の学習の流れとなるよう意図的・計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

さらに、防災分野におけるデジタルを活用した取組が進められており、これまでに以上に専門機関や関係機関の知見を活かした防災教育を進められる可能性がある。

(防災教育に係る取組)

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。

また、国は、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る。

さらに、学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たっての注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるトランシーバーなど災害発生時を想定した環境整備に努める。

国は、実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。

地方公共団体は、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

<主要指標>

- ・実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）
- ・地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山等）に応じた安全教育の実施
- ・地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施（消防団との連携、避難所設営訓練など）

(3) 学校における教育手法の改善

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、安全教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教育プログラムの活用など、様々な教育資源を活用することが重要である。

国は、モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、児童生徒等が参加する安全点検など）の開発・普及を行うことにより、各学校や地方公共団体における取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられる。このため、国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。

先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につながる仕組みを構築することに留意する。

各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組む。

また、安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

<主要指標>

- ・デジタル技術を活用した安全教育の実施状況

（４）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

遊びや生活を通じた総合的な指導を行う幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につながる点からも重要であることから、幼児期から発達段階に応じた安全教育の取組の充実を図る。国は、関係省庁が連携し、幼児期における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

また、特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

（５）現代的課題への対応

中央教育審議会答申²³においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の３領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の３領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭う SNS に起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和２年６月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）」の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。

なお、GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等に ID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

<主要指標>

- ・ SNS に関する安全教育の実施状況

²³ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成 28 年 12 月 21 日）

- ・性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況
- ・SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

①学校における安全点検に関する手法の改善

学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている²⁴。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている²⁵。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

<主要指標>

- ・児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

②学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている²⁶。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体

²⁴ 学校保健安全法施行規則第28条第1項

²⁵ 学校保健安全法施行規則第29条

²⁶ 学校保健安全法第28条

制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

- ・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

公立小中学校施設の約8割が築25年以上であり、安全面・機能面の不具合が発生するなど、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図る。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を併せて検討することが求められる。また、国立学校等施設についても、約6割が築25年以上と老朽化が進行しているため、公立学校と同様に老朽化対策を推進する。

国は、学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る事例集や手引書等の作成・普及に努めるとともに、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援する。

国立及び公立学校施設における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策はおおむね完了しているが、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策は未だ十分に進んでいない。国及び学校設置者は、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。

私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域治水の取組も踏まえつつ、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時において、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが

安全かつ快適に過ごせるよう、国及び学校設置者は、職員室、特別教室や体育館の空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。また、これらを学校における避難訓練など実践的な防災教育に活かしていくことも重要である。

学校設置者においては、学校施設の安全確保に取り組むに当たり、技術的ノウハウの不足等の課題も抱えている。このため、国は、首長部局との連携による体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。

<主要指標>

- ・学校施設における老朽化対策実施率（公立・国立）
- ・学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立・国立）
- ・学校施設における構造体の耐震化率（私立）

（３）重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

学校設置者及び学校管理職は、子供の視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながり得るヒヤリハットの事例を次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。また、各学校において、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各学校設置者が定期的に確認する。国は、これらの取組を推進するため、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及を行う。

<主要指標>

- ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況

（４）学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」（以下、「事故対応指針」という。）を作成し、事案発生後に学校が主体となって行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家

の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進

①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知

国は、第3次計画において学校・学校設置者が推進するとされた事項については、定期的実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を把握し、分かりやすい形でその結果を公表する。

また、国は、第3次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。

②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。

具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付²⁷に関するデータ等について、関係省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

③設置主体に関わらない取組の推進

児童生徒等の安全を守ることは学校教育の大前提であり、設置主体の違いにより必要な情報や取組に差があってはならないが、教育委員会が主催する教職員向けの研修等の多くは公立学校の教職員を対象としていることから、国立・私立学校の場合、公立学校と比べ、学校安全に関する研修等に関する情報や機会が少ないことが

²⁷ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)においては、こども家庭庁が文部科学省からの移管を受け、災害共済給付を担うこととされている。

懸念される。

このため、国は、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、各教育委員会や国立・私立の関係団体の協力を得るなど連携を一層強化する。

(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進

国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）²⁸、防災の日（9月1日）や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進する。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえた設定を推進する。また、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。

<主要指標>

- ・各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況

(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保

学校におけるデジタル化の進展が期待される一方、大きな社会問題となっているランサムウェアによる恐喝被害が学校においても確認されるなど、学校におけるサイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。こうした課題に適切に対処するため、国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する。

(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ

国は、第3次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

²⁸ 昭和35年5月、国民各界の一致した要望の下、産業安全、交通安全、火災予防、学校安全、海難防止等を一丸とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基盤となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動展開のため創設。